



Title	永井柳太郎論（1）－政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程－
Author(s)	朴, 羊信; PARK, Yangshin
Citation	北大法学論集, 43(4), 285-334
Issue Date	1992-12-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15490">https://hdl.handle.net/2115/15490</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_p285-334.pdf



# 永井柳太郎論（一）

——政党政治家を通じて見た政党政治の崩壊過程——

朴  
羊  
信

## 目次

はじめに

第一章 「社会問題」と「植民問題」——思考の原点

第二章 一九二〇年代

一、第一次世界大戦後をめざして

二、社会政策と普選論、議会改革論（以上本号）

三、「日支提携」

第三章 一九三〇年代

- 一、大恐慌と満州事変に際して
  - 二、国家統制経済と「国家主義大衆党」
  - 三、東亜経済ブロックの建設
- むすび

## はじめに

小論は「大衆政治家」<sup>1)</sup>として一九二〇、三〇年代を通じて一貫して政治の改革を訴えつづけた政党政治家の永井柳太郎を通じて、政党政治の崩壊過程をさぐることをその目的とする。すなわち、政党政治の担い手だった政党の視点を通してその崩壊過程を追おうとするものである。

最近、一九二〇年代と一九三〇年代を統一的に把握しようとする努力がすすできた。今まで、二〇年代の研究と三〇年代のそれとの間に断絶の様相を見せてきたのは、体制の変動過程に注意を注がなかったことに加えて、それぞれ異なるアクター――二〇年代においては政党、三〇年代においては軍部や官僚――に注目してきたこともその一因ではないかと思われる。実際、三〇年代の政治史研究において、政党に関する研究はおくられてい

る。<sup>2)</sup>それは政党内閣の終焉後、政治の主導権は軍部に移り、政党は主要な政治アクターとして機能しなくなったという事実によると考えられる。しかし、果たして政党は政治の後景に退いて、単に袖手傍観に終始したのだろうか。もし、その政党の内部から政党政治を解体していく要素はなかったのだろうか。ここに体制変動への政党勢力の対応をさぐる必要性が出てくる。また、その問題を追求することは政党政治の崩壊過程をより内面的に説明できる一方法ではないかと考えられる。

以上の問題に接近していく際に、民政党の永井柳太郎は次のような理由で適切な素材であると思われる。永井は二〇年代と三〇年代を通じて内政と外交にともにコミットし、二〇年代においては憲政会・民政党の左派として知られた人物である。後述するように、二〇年代における永井の主な主張―社会政策、普通選挙論、議会改革論―はそれこそ「大正デモクラシー」の深部に触れるものであった。しかし、三〇年代にいくと、政党

内閣の終焉後に国務大臣を歴任し、その主張も国家主義一辺倒に変わる。そして、よく永井と並び称される中野正剛とは異なつて、あくまでも既成政党を離れることなく、しかも三〇年代の最後ぎりぎりまで「政党」政治—その中身は二〇年代のそれと異なっているが—をあきらめないまま近衛新体制へ積極的にかかわつていったのである。また、永井とともに近衛新体制に深くかかわつた政友会の中島久久平は政友会への入党が一九三〇年である。そこで結局、政党政治の確立からその崩壊までの過程を既成政党の視点から一貫して見ることできるもつとも適切な素材は永井の外にないと思われる。

永井についての既存の研究を整理すると、初期の研究は永井の行動を自由主義からの「転向」として捉えるものであったが、その後、P・ドゥース(Peter Duns)によつてその「転向」概念の適用の不適切さが指摘された。ドゥースは、「転向」による評価は政治を様式化された道義的なドラマとして描くので「非現実的」だと批判する<sup>(5)</sup>。そこで彼は永井を現実政治の変化に即して見事に分析しているが、しかし、そのあまり、永井の行動における理念の働きをほとんど無視し、永井にとつて大事なことは「変化」対「停滞」であつたと結論づけている<sup>(6)</sup>。

この論文に触発され、さらに「革新派」論を分析道具として

取り入れたS・ミニチエロ(Sharon Minichello)は永井に関して一冊の本をまとめている<sup>(7)</sup>。同書は永井に関するまとまつた研究としては唯一のもので大変示唆されることが多いが、その方法論において最大の問題点を含んでいると思われる。つまり、同書は基本的に「革新派」論を全面的に受容しながら、他方においては「大正デモクラシー」の意味をより積極的に見出すことをも試みているが、ミニチエロ氏も意識していたように、そもそも「革新派」論は「大正デモクラシー」の有効性に疑問を提起したものである<sup>(8)</sup>。もつとも、永井が「革新派」であることはまぎれない事実である。しかし、冒頭に述べた基本関心からすれば、永井が「革新派」であるか否か、あるいは「革新派」的行動を取つたか否かを検証するよりは、彼がどのような認識とビジョンを持つて政治に、それも異なる二つの体制にともに関わつていったかを考察することが一層重要ではないかと考えられる。

そこで、小論は以上で述べた研究の欠陥を補完して次のような観点を取る。永井が政治家という点に充分考慮しながらも、彼の政治行動を権力的動機以外のところ、つまり理念の部分に注目して見ていきたいと思う。政治家という点を考慮するのは、思想家と異なつて、直接政治に携わることによって要請さ

れる状況対応性を充分考えるところで、そのためには国内外の情勢変化への状況認識により多くの注意が払われなければならない。しかし、政治家だからといって、まったく理念に欠けているとは一概にいえない。永井は生涯を通じて一定の政治社会像を抱いていたと思われる。先取りして言うならば、それは「一君万民」の概念より導出された平等な社会像である。この一見きわめて「国体」論的な理念が、状況変化にしたがってその制度的改革の中身を変化させながらも、永井の内部にあるべき社会のイメージを提供していたと考えられる。そこで小論は執拗に持続している理念と状況変化への対応とを二つの軸にして、永井の全体像をより構造的に捉えながら、それをもつて既成政党の内部から政党政治の崩壊過程を探ろうとする一つの試みである。

では、本論に入る前に永井の生い立ちと略歴について簡単に述べておく<sup>1)</sup>。一八八一年、旧加賀藩（現在の石川県）の武士の家に生まれた永井は、一八九七年小学校教師の父の転勤により京都に移るまで金沢で幼少時代を過ごす。中学校二年の時の友達との喧嘩で生涯にわたる不具を得る。京都へ移って同志社中学校に通うことになった永井は、そこで安部磯雄に巡り合い、二人の師弟関係は早稲田大学へとつながる。一九〇一年東京専

門学校（翌年早稲田大学となる）に入学、一九〇五年に卒業して、翌年から安部の斡旋によって約三年間にわたってイギリスに留学する。一九〇九年に帰国してまもなく母校の早稲田大学の教授に任用される。一九一一年から一九一七年までは大隈主宰の雑誌「新日本」の主筆をも兼ねる。一九一七年、総選挙に金沢から初出馬したが落選し、同時に早稲田大学の紛争に巻き込まれて辞職される。その後、一九一八年から約一年間欧米へ二度目の外遊に発つ。

帰国後、一九二〇年の総選挙に二度目の挑戦で当選し、当選とともに憲政会に入党することによって政界に入る。憲政会・民政党の左派として永井は進歩的な主張をしつづける。護憲三派内閣・加藤内閣と第一次若槻内閣で外務参与官、浜口内閣で外務政務次官をつとめる。一九三一年には民政党の幹事長になり、次第に党内の地位を高めていく。その後、斎藤内閣の拓務大臣、第一次近衛内閣の通信大臣、阿部内閣の通信大臣兼鉄道大臣を次々と歴任する。近衛新体制運動に積極的に乗り込み、民政党の解党・大政翼賛会への参入を主張して、四〇人の民政党議員を率いて脱党し、大政翼賛会に参画していく。つづいて大政翼賛会の常任総務、東亜局長などを歴任し、晩年には育英事業に力を注ぐ。一九四四年に大日本育英会を創立し、その初

代会長に就任するが、同年十二月胃癌で死去した。

## 第一章 「社会問題」と「植民問題」

### ——思考の原点

永井は政界入りする以前の一九一〇年代を母校の早稲田大学の教授をつとめた。その大学教授をつとめた時期においても永井はアカデミックな学者というより、現実に対する実践的関心をもった知識人の側面が強かった。それは彼の専門分野が社会政策、植民政策であったことと無関係ではないと思われる。そして、そのような彼の専門への関心はついに彼をして政治家の途を歩ませたといつて過言ではない。そうだとすれば、初期における「社会問題」「植民問題」への関心は永井の思考の原点をなしているといえよう。したがって永井の思想と行動を理解するためには、彼の政治家としての生涯を方向づけたこの「社会問題」「植民問題」に関する問題意識を把握する作業から始めなければならない。では、そのような問題意識を持ち、それを具体化していく大学時代、イギリス留学時代における知的環境を探ることからはじめよう。

永井は大学時代の回想の中で、自分が社会政策と植民政策に

専念するようになったきっかけについて次のように語っている。「明日の生活にいつも不安を抱いている人たちの群を見るに及んで、私はこれらの人たちの涙を拭うために自分の一生を捧げようと決心した。そこで社会政策の研究をはじめたのである。然るに、いかに富の分配を公正ならしめても、分配すべき富がなければ、日本国民を富ましめることができぬ。富のうち、最も大きいのは土地である。白色人種が、世界のその土地を壟断している。そこで、白色人種の手から世界の土地を全人類に解放させなければならぬと考えた。これが社会政策と植民政策との研究に没頭するに至つた動機である」<sup>1)</sup>。これは後年からする回想なので、言葉や論理がやや潤色されている可能性はある。しかし、漠然としながらも大学時代から社会政策と植民政策の研究の必要性が意識されていたのは違いなことと思われる。永井が当時すすんでいた産業化の落し子としての社会問題<sup>2)</sup>に目を向けるようになったのには二つの要因があげられる。一つは成長期における貧しい生活の経験であり、いま一つは教育過程で接したキリスト教および明治社会主義の影響である。後者について言えば、同志社中学校、早稲田大学へとつながった明治社会主義の父、阿部磯雄との師弟関係が決定的な影響を与えた。大学時代に永井は安部が会長をつとめていた「社会学会」

の幹事として活動し、堺利彦、片山潜などを招いて講演を聴いたりした。<sup>①</sup>しかし、こうした事情から永井は後述するように社会主義への強い心情的共感を持ちながらも、ついに社会主義者にはならなかった。

このように社会主義との出会いもあって、大学時代に永井は特に労働問題に関心をよせていた。<sup>②</sup>永井が大隈重信に認められるきっかけとなった早稲田大学の雄弁会における雄弁「産業保護政策に就いて」において、彼は労働者の保護の必要性を力説している。その中で彼は、「真の産業保護政策」とは「実に生産の基礎を成す労働者そのものを保護するもの」でなくてはならない、すなわち「労働に十分生活の保証を与え、それにより彼等をして悠々知識と技術とを磨かしめ、健全なる身心を養わせしめ、かくしてその生産能率を高めさせること」であると指摘している。<sup>③</sup>この雄弁が行われたのが、日露戦争が目前に迫り、全国が戦争熱に追われていた一九〇四年一月のことであるだけ、上記の雄弁内容はなかなか異彩を放つものであった。彼の社会問題への関心度を窺わせるに十分だと思われる。<sup>④</sup>

大学卒業後、約三年間にわたったイギリスのオックスフォード大学での留学は近代日本の知識人の多くに見られるように、永井の思想形成に決定的といえるほど至大な影響をあたえた。

帰国後、永井はイギリス留学中の見聞を『時事新報』に連載し、後にそれを一冊の本に綴っている。その本を通して見ると、彼の興味を誘ったのは、国民の政治への高い関心度、自由な社会雰囲気、女性の社会的地位、政治家の教養と信念、団体生活の観念、慈善事業の盛んなこと等である。そして、最後に彼は結論的に「殊に僕の最も感服し候は、彼等の間に於て、個人の社会を尊重し、社会の個人を大切に致す風習の旺盛なること也」と締め括っている。それは、文明の進歩は「個人をしてその社会の犠牲とならしめる傾向」と「個人をして無責任にならしめるような傾向」との相容れない二つの思潮を生み出すものであるが、イギリスの社会はこの両者の調和の面において、たいへん模範的であることを意味していた。<sup>⑤</sup>換言すれば、イギリスが極端な国家主義や自由主義を止揚した、両者間の調和の取れた社会であることに永井は感心したのである。

ところが、永井はこのようにイギリス社会の陽の側面のみに関心を払ったわけではない。それ以上に彼はイギリス人の強烈なナショナリズムや有色人種への差別意識に強く衝撃をうける。永井は「英人の如きは、その愛国心の盛なること、むしろ日本人に優るとも決して劣つては居ない」、「英人は英国の利益の為に如何なる犠牲をも払ふべしと思込んで居るらしい」<sup>⑥</sup>な

どと、イギリス人のナショナリズムに驚きを表した。また、留学時代を思い出すたびに、必ずといっていいほど口にする白人の有色人種への差別意識について永井は、イギリス人は「人類を単なるその皮膚の色によつて差別している。有色人種よりも優秀なものと自負し、有色人種をその支配下におこうとしている」と抗弁し、そのような意識は単にイギリス人のみの特性ではなく「白人の有色人種に対する通有性」<sup>13</sup>、つまり白人一般に共有されている意識であると断定するに至っている。その結果、彼は恩師の安部磯雄宛に「無抵抗主義の学説は今日限り打ち切り申候<sup>14</sup>」と自分の思想の転回を知らせる手紙を送り、他方においては「何としても白色人種の横暴を抑制しなければならぬ」と思つて外交問題に関心を向けるようになったと告白している。<sup>15</sup>

その白人の有色人種への差別意識に対する反感を一層強くしたのは当時アメリカのカリフォルニアで起っていた日本人排斥の動きであつたと考えられる。その動きに対して、永井は米国の移民排斥論を人種論的、政治的、経済的、社会的排斥論に区分し、逐一その立論の不当性を論駁した。その上、結論として米国内には土地の開放を促し、日本の側には急増する人口問題を取り上げ、「日本今日の急務はこの増加せる人民のために経

済的奮闘の分野を海外に求め、其未だ開発せられざる富源を開発せしめ、其未だ拾はれざる遺利を拾はしむるを第一とす<sup>16</sup>」と指摘して、日本の「亜細亜、亜米利加の両大陸に膨張すべき覚悟」を強調した<sup>17</sup>。すなわち、日本の帝国主義の徹底化を促したのである。

これらのほかに労働者運動や民族主義の渦中に置かれていた当時のヨーロッパ情勢も永井の世界認識、時代認識に少なからぬ影響を与えたものと見られる。永井は特にドイツの社会民主党を取り上げ、その「マルキシズムを奉じながら、現実には社会政策による政略から社会政策研究に生きた幾多の資料を得た<sup>18</sup>」と述べている。

以上、永井の留学から習得した教訓をまとめると、一方においては個人と社会との調和の取れた政治社会に感心しながらも、他方においては強烈なナショナリズムと有色人種への差別意識に強い反感を抱いた。また、当時のヨーロッパ情勢から得られた知識も少なくなかつた。このような留学を通じて得られた知識や考え方は永井の思考の枠組みを形づくつたと思われるが、その具体化が「社会問題」「植民問題」への関与として現われたのである。

永井はイギリスから帰国してまもなく早稲田大学の教授に任

用され、社会政策と植民政策を担当するようになる。翌年の一九一一年四月からは大隈によって創刊される『新日本』<sup>(19)</sup>の主筆として本格的な知識人活動をはじめ。一九一〇年代を通じて永井はこの『新日本』にはほぼ毎回時論を載せるかたわら、『社会問題と植民問題』を出版している。その主なテーマは、上記書の序文で、「欧米先進国の政治問題は今や殆ど社会問題と植民問題とに集中せりと云ふも過言にあらざるべし」と述べていることからわかるように、やはり「社会問題」をテコとした政治論評や植民問題といえる。そこで以下では初期の永井の考えであった「社会問題」と「植民問題」の内容を察していきたい。まず、社会問題についての議論から見ていこう。

永井は帰国して早い時期に書いた「社会問題」という論文で社会問題について次のように定義している。

「社会問題とは専らかの経済的弱者と経済的強者との間に於ける分配上の不平均に起因せる階級的衝突を意味す。例へば工場主と職工との衝突、地主と小作人との衝突の如き是也。此故に社会問題はまた一種の経済的問題なりといふを得。唯その解決に当り特に政治的権力を必要とする点に於て一般の経済問題と異なるのみ。」<sup>(20)</sup>

彼によると、この社会問題は必ずしも私有財産制度に伴うも

のではなく、「弱者自身が分配の不平均なることを自覚し、強者とその権利を争ふ」ことをその必須条件とする。<sup>(21)</sup>また、社会問題というのは必ずしも近代に特有な出来事ではないが、歴史上それが最も一般的となり重要視されるようになったのは十九世紀に入ってからのもので、それには政治上および経済上における自由主義の勝利を意味するフランス革命と産業革命が大きな役割を果たしたという。<sup>(22)</sup>

以上が永井の「社会問題」についての考えであるが、それとさらにまともてみると、社会問題とは政治・経済的自由主義の下での富の分配の不均衡から生じる階級的衝突であり、政治権力による解決を要するものである。このような定義によると、まず、社会問題の解決に政治権力によらない下からの革命などの方法は最初から排除される。したがって、第二に、政治権力が富の均等な分配を目指す社会政策などによって社会問題を解決すべきである。第三に、しかし、にもかかわらず、万一そのような社会政策による解決がうまく行かない場合、今度は政治・経済の仕組そのものに修正を加えざるを得ないという論理的帰結がそこには含まれていると考えられる。永井の二〇年代と三〇年代の主張と行動はまさにこの第二、第三の推論にそれぞれ当たるもので、そのような論理転換が政党政治の崩壊を裏から

支えていったのである。

では、永井の社会問題の解決策についての考えは如何であったか。前述した「社会問題」のたて方からもわかるように、永井は社会政策を志向していた。永井が第一義的に重視するのは富の分配の問題であった。その点において、彼は富の偏在の不当性を突く社会主義の主張にも一理のあることを認める。しかし、彼は社会主義の「国家が一切の生産機関を独占するにあらざれば大資本家の跋扈を防ぐ能はずとなす論点」には容易に賛成しえないと、社会主義的解決方法を拒否する。そのかわりに永井が注目したのは「社会改良主義」である。彼に「最も正義にして、また最も有効なるもの」と思われた社会改良主義とは、「自由放任主義」と「社会主義」の中間に位置する主義として、私的所有と個人の自由な活動は保障するが、自由競争から生じる「余弊」の防止のために、国家権力が一部産業の「公有」や一連の制限措置を取ることでありと説明している<sup>25</sup>。そして、社会改良主義が具体化された制度として、工場法の制定、養老年金制、労働保険制、利益分配法及び職業紹介所の設置、労働紛争を仲裁する和解局・仲裁局の設置、遺産相続税の賦課、土地増差税の賦課、非トラスト法の編成などが挙げられている<sup>26</sup>。これらは社会政策に他ならない。こうして永井は本格的に社会政

策による社会問題の解決を唱えたのである<sup>27</sup>。これはまさしく大衆学、留学を経ながら固まった永井の政治的態度である。

さて、永井は当時の日本社会の社会問題を「都市社会問題」と「農村社会問題」論の二つに分けて論じている。都市社会問題について永井は、まず工場の労働者の惨めな生活状態に触れた後、そのような状態の予防および解消のためには工場法の実施を急がなければならないと促し、そうすることは単に「職工そのものの利益なる」のみならず、「国民一般の生産力を助長し、その物質的及び精神的文明を促す所以」でもあると主張した<sup>28</sup>。このように彼は都市社会問題への対策として工場法のいち早き実施を主張する一方、政府権力が立ち入れない場―賃金の調整など―における労働者の利益のために、労働者自身による労働組合の組織を推奨している。彼はまた日本に労働組合らしい労働組合が存在しない理由は、労働者の知識の「幼稚」とともに、政府の労働運動への妨害や弾圧にあると指摘する<sup>29</sup>。さらに初期の労働組合がすべて一時的に終わったのは、「労働者以外の有志家が發起し、労働者が唯訳もなくこれに雷同した」ためであると分析し、今後は是非とも労働者自らが奮発して労働組合を組織することを強調した<sup>30</sup>。

農村問題に関しては、それはまだ社会問題として一般的に認

識されるまでには至っていない状態だが、しかし、彼にいわせると、「我国の社会問題は都会に於けるよりも寧田舎に於て重要」であった。永井の農村問題への基本認識は「小百姓の田舎に多過ぎる」という点にあった。彼によると、日本の農村は耕作面積に比べて人口が過多である上に、大工業の発達に伴う農村の副業の剝奪により、非常に不安な生活状態に置かれている。その持地五反未満の零細農が四六%を占めている劣悪な農村状況から、没落した農民は職業を求めて都市へ寄りあつまるのである。結局、彼によると農村問題の所在は根本的に「人口過多」にあり、経済的な劣悪さは副次的なものとなっている。ここに至れば、彼の農村問題への認識はいきなり「社会問題」の領域から抜け出ていく。なぜならば、彼の定義によると「社会問題」とは「分配上の不均等に起因せる階級的衝突」を意味するものであったからである。

ところで、彼は産業化に伴う農村へのしわ寄せを認めながら、どうして人口問題に目を付けるようになったのか。それは彼の指摘通り、未だ階級意識の未成熟により農民問題が社会問題化されていない一九一〇年代における農村問題の水準を素直に表しているものとは思われるが、それにしても彼の人口問題への執着には並々ならぬものがある。この問題に関して直接示唆を与える資料はないが、それはおそらく彼の置かれていた時代の状況と関係があると推測するのはさして難しいことではないだろう。

石橋湛山はその点と関連して「思うに今我が国民は一の謬想に陥れり。人口過剰の憂ということこれなり。政治家、評論家はこれによって即ちあるいは大陸発展を唱え、あるいは北守南進を主張す。もとより言う者によってその理由とする処は種々これあるべしといえども、その最後の口実は常に人口問題なり。而してたまたま非帝国主義を唱うるものもあるも、談一たび人口の過剰を如何との点に及べばたちまち口を閉すの常なり」という雰囲気であったことを伝えている。しかし、湛山にいわせると、日本の人口が本当に過剰しているのではなく、「近頃内地米の供給ようやく人口と比例せざるに至りたるを以て、人ややもすればすなわち食料の不足をいい、而して食料の不足は即ち直ちに人口の過剰を意味する如く考」えているだけであって、実は「文明国」として食料を輸入していない国はほとんどないという。この文章を通じて当時人口問題への議論が如何に盛んであり、又それが如何に日本の帝国主義的進出へつながる発想であったかがよくわかるだろう。このような社会雰囲気の中で社会を認識しはじめた永井にとって、人口問題や植民の問題は

一つの先験的事実として彼の思考に溶け込んでいたのではない  
かと思われる。

農村問題の所在を人口過多に求めた永井はその問題への解決  
についても、一定の限度以上に増加した農業人口は「村を出て  
都会に職業を求むるか」、それとも「植民地或いは外国に移住  
して新田を開発するか」の兩者択一しかその選択肢がない。し  
かし工業がまだ十分発達していない段階において、選択する途  
は海外移民しかないというのが永井の結論であった。<sup>38</sup>このよう  
にして彼の「社会問題」への認識は「植民問題」へとつながっ  
ていく。すなわち、国内問題の対外的解決という論理で兩者は  
結びついていくのである。ここで植民問題へ移る前に、彼が社  
会政策の実施を主張するもう一つの思惑について述べておきた  
い。

それは他ならぬ社会主義への対策である。永井が社会主義の  
趣旨には多少共感しつつも、その受け入れを拒否したことにつ  
いてはすでに触れた。彼は、社会主義は「学説としては極端に  
失し、政策としては幾多の危険を包含<sup>39</sup>」しているので、この思  
想の伝播を予防するに全力を尽くさなければならぬ、そのた  
めには「社会政策の実行を急ぎ、資本と労力との調和に任し、  
以て社会主義者をして乗ずる所無からしむるの方法を講ぜざる

をえない」と考えた。

そのような考えは、ヨーロッパにおいては社会主義が繁盛す  
るのに、米国にはその勢力が伸びないという現実によって裏付  
けられたものである。つまり、ヨーロッパと異なって米国に社  
会主義勢力が伸びないのは、その国には社会主義を要しない状  
況<sup>40</sup>が存在するからであると判断されたのである。そこから、生  
活の不安をもたらず源を除去すること、すなわち「人口の稠密  
に過ぐるを予防して、立身の機会を豊ならしむるとともに、ま  
た労働者の利益を保護してその生活を容易ならしむる」社会政  
策の実施こそ社会主義の発達を予防しうる適切な方法であると  
永井は主張したのである。<sup>41</sup>そして、こうした社会政策に努める  
ことなく、社会主義に弾圧一辺倒の姿勢をとる政府は「社会主  
義の発生を促すべき原因を製造し乍ら其結果を抑圧せんとす」  
るものであると警告している。<sup>42</sup>このように永井は社会主義の拡  
散の予防のためにも社会政策、移民政策を急ぐことを強調した。  
以上の記述から明らかになったように、永井の中には社会政  
策と移民政策が窮民<sup>43</sup>社会問題の温床の免除のための対策とし  
て結びつき考えられていた。では、ここで植民問題へ移りたい。  
永井は「植民」について次のように定義する。植民とは、「一  
種の国民的運動<sup>44</sup>」であり、「単に土地を占領するの謂にあらず、

併せてその土人を教化し、その富源を開発し、以て永久的にその本国に同盟者たるべき新社会を建設する」ことにその目的がある。こうした定義に基づいて既存の植民政策への批判やあるべき植民政策の在り方が導出されている。この定義に特徴的なのは植民事業を「国民的運動」と考えることと、「富源の開発」に力点が置かれている点である。これらは前述した「社会問題」の解決策の一環として「植民」が考えられていたのと密接に関連していると思われる。すなわち、国内の「細民」を減らすための事業だから「国民的運動」でなければならぬし、「細民」をなくすためには、たんなる富の公平な分配だけでは不十分で、生活の向上を伴うため富の絶対量の増大をはからなくてはならない、そのために「富源の開発」が必要となってくるという推論が可能であると考えられる。特に彼の言説の随所に散見される国内外的な「富源の開発」という発想は彼の植民主義の大きな特色をなしている。要するに、永井の植民主義は政治的な支配の側面より経済的側面によって規定されているのである<sup>46</sup>。

このような彼の経済的利益に基づく考え方は、英国の植民地放棄論への反論や「南進論」への批判によく現われている。彼は英国内部の植民地放棄論について、その立論の根拠となっている経済的利益を同じく理由として反論する。つまり、植民地

の維持費を勘案すると、むしろ植民地を手放す方が経済的に利益だという主張に対して、植民地と母国との貿易関係は外国同士のものに比してより「密接かつ有利」な根拠を提示しながら論駁した<sup>47</sup>。また、当時唱えられていた南進論に対しては、「尚未だ人口剰余時代にして、資本剰余時代にあらずぬ現在の日本にとつて緊要なのは「資本なく信用なき農民及び商工業者に対し新しき土地と新しき機会とを与ふる」温帯植民地であつて、人より資本の輸出に適している熱帯植民地の獲得は「時期尚早」だという要旨で反論した<sup>48</sup>。彼は当分日本人の移民を満韓に集中させるべきだという立場を取っていた<sup>49</sup>。このように、永井は植民主義者であるのには相違ないが、剥出しの対外膨張を排し、日本の経済発展水準にあわせた植民政策の合理化をはかっていたのである。

このような考え方は植民地との関係に限って見れば、植民事業は植民国だけではなく、植民地民の利益にもなるという考えに支えられていた。彼は「吾等は侵略そのものを非難するにあらず。若しその侵略にして真に富源の開発を促し、土人の幸福を進むるに足るものありとせば、寧ろこれを歓迎せん<sup>50</sup>」といつて、植民地民の「幸福」を向上するのに役立つならば、帝国主義の侵略も正当化できると考えていた。そこでは植民地の主権

などは全然問題とならない。後に民族の個性を頻りに言いながらも、植民地の独立については一蹴する態度がそれを語つてくれる。彼は植民地の経営が錯誤なく行なわれて、植民地の経済の上昇をもたらすなら、植民地が独立しようとするはずがないと思ひ込んでいたのである。<sup>55)</sup>

さて、永井は日本の植民政策の現状についてどう考えていたのか。彼は主に植民地経営の担当機関を中心に論じている。まず、中央の主務当局である拓殖局の地位の低さに目をつけ、拓殖局の總裁を國務大臣と同じく天皇に直隷し、各植民地の総督は拓殖局の總裁の監督を受けるように、その地位を改善することを主張した。<sup>56)</sup> 次は実際に植民事業に当たっている東洋拓殖会社(東拓と略す)と南滿州鉄道会社(滿鉄と略す)に関する論評である。両会社はその性質において普通の会社とは異なつて、政府の半分出資と種々の特惠を受けている一種の「特許会社」である。したがつて、両会社はあくまでも国民一般の利益のために努めるべきだというのが彼の両会社に対する根本的な見方であつた。<sup>57)</sup>

こうした考え方に立っていた故に、彼の批判は自ずから両会社の自社営利の追求に向けられていた。つまり、もっぱら会社の収益を増大するのみ努め、必ずしも日本の勢力を扶植する

ために努力しない満鉄<sup>58)</sup>、一方では移民を阻止し、他方では小資本家を圧倒しながら大資本家となりつつある東拓<sup>59)</sup>に対する彼の批判は峻烈であつた。永井は、このままなら満鉄はその特権を剝奪して官営とした方が、東拓は「撲滅」した方がいいとまで激しく非難した。そして、こうした満鉄、東拓の現状批判を通じて到達した永井の結論は、植民事業は政府が直接担当すべきだということであつた。

以上に見たように、植民問題に強い関心をもつていた永井は当然なことに、米國をはじめ西洋各国からの日本人移民排斥の動きに強い反発を見せている。もつとも留学以来、白人種への反感を持つようになった永井であるが、当時はまだその相手の國に経済的協調を求めると、宥和的な姿勢を取つていた。<sup>60)</sup> それが一挙に強硬論へ転回したのはおそらく一九一三年、米國のカリフォルニア州における「外国土地所有禁止法」の成立がそのきっかけとなつたと見られる。そのことは一九一四年の劈頭に書いた外交方針に関する文章の中で、「吾等は“Internationalization of land”を以て理想となすに反し彼等は“Monopolization of land”を以て目的となす。これ今日の大勢にあらずや。故に一切の外交方針はこの大勢に処するを以て目的とすべき」と主張したことから窺える。また、アメリカの膨張主義を

批判した「非モンロー主義論」が出たのも一九一四年のことである。その中で彼は「モンロー宣言以来、最も屢々モンロー主義に背反したるものは米国自身」であると指摘し、アメリカのヨーロッパ、アジアへの膨張の事例を提示した上、モンロー主義とは「米国の侵略的野心を遂ぐるの外交的口実」にすぎないと暴露した。その後も永井の対白人種態度はカナダ、オーストラリアなどにおいて相次ぎ起こる有色人種排斥の動きに刺激され強硬化の一途をたどっていく。

以上、永井の「社会問題」への認識およびその対外的解消としての「植民問題」への考察について述べた。これらと後述する政治論とを考え合わせると、彼の主張は当時の主流的な思想傾向をなしていた。「内には立憲主義、外には帝国主義」論の枠から大きくはみ出さないものであり、その意味において永井は同時代の思潮の一部を忠実に映していたといえよう。このような初期永井に見られる上記の二つの問題への熱情はその後とも彼のもっとも基底的な関心として生きつづけていたと思われる。

次に一九一〇年代の時論を通して見られる永井の主な政治論を簡単にまとめたが、そこに潜んでいる政治像を抽出していきたい。

第一は、貴族院改革の主張である。明治維新の最も重要な意

義を「階級制度」の廃止に求める永井にとって、貴族は「無用の長物」にすぎず、勅選による世襲貴族で構成される貴族院は奇異なものであった。しかし、議会の構成原理において上院の必要性を認める彼は、貴族院の廃止ではなく、「華族一代制」と「公選公民」による上院への改革を主張した。

第二に挙げなければならないのは政党政治への確信である。永井は、二十世紀の世界の大勢は、対外的には帝国主義、国内的には政党政治にあると認識していた。彼は「政党政治は事実也、勢也。事実なるが故にその存在を否定する能はず、勢なるが故にその発生を抑圧する能はざる」と、一応所謂「大勢」論によって政党政治の正当性を確保しようとした。しかし、永井は単に「勢」であるが故に政党政治を行なうべきだと言っているのではない。彼は近代政治において政党政治の発生を必然化する理由を、人々の「其考ふる所其よる所を相異にする結果」であると説明した上、さらに一步を踏み込んで立憲政治の運用上、政党政治は必然であると、次のように述べた。

「凡そ立憲政治の運用に際しては常に三個の要素を必要とす。第一は君主也。第二は國務大臣也。第三は議會也。君主の大命を享けて、國務大臣その政務を執行するの責に任ずると雖、然かも議會に多数し、その政党政治の協賛を得るに

非ずんば焉んぞその責任を完ふするを得んや。既に責任を完ふするを得ずとせば、何を以てか君主の信任に答へん。固より國務大臣は、法律上に於て君主の外又た何者に対しても、責任を負ふべきにあらず。雖然、君主に対する責任を果たす為めには議会の後援を得ざるべからざるが故、自から議会に対しても、また間接的に責任を負はざるを得ず。従て多数党の後援を有する者にあらんば、遂に内閣を維持する能はざるべく、遂に國務大臣は多数党自らの黨員か、または多数党と主義政綱を同ふし、その推任を得たる政治家か、二者の中孰れかに帰せざるを得ざるべし。如斯にして自然に發生するもの、これ即ち政党政治也。」

したがって、政党政治の意義は「議会の多数党をして内閣組織の責任者たらしめ、その多数党が多数党として存続する間、委ねて國政を執行せしむる」に、つまり政党内閣制にあると主張した。煩いを厭わず長く引用したが、これには永井の立憲政治観、ひいては明治憲法についての永井の解釈がよく現われていると考えられる。そこには内閣と議會を中心とした政治運営が強調される一方、「非選出勢力」の抑制がはかられていることが読み取れる。しかし、他方、永井は議会の勢力の抑制をはかった明治憲法の議會観をそのまま引き継いでいる。つまり、内

閣の政策への「協賛」を議会の主な機能として捉え、議会の内閣への監督機能は射程に入れていないのである。その意味において、永井の述べている政党内閣制は政策の円滑な遂行をはかるために要請されるものであったといえよう。

ところで、永井の立憲政治観は政党内閣制的な解釈にとどまらず、さらに日本の立憲政治の特殊化が行なわれている。彼にいわせると、日本の立憲政治は「君民その國務に対する負担を相分かち、以て君民同治の実を挙げんとする」ものである。つまり、日本の立憲政治は「君民同治」という理解である。これは必ずしも永井のユニークな解釈でも、彼の格別な天皇主義への傾斜を意味するものでもない。同時代においてはこのように立憲主義を伝統的な思惟を以て解釈するのがさして珍しいことではなかつたようである。坂井雄吉氏によると、「君民同治」論者に共通に見られる傾向は制度的機構的思考の弱さであつて、彼らは政治の実質的目的として常に「天皇と國民」からなる共同体としての國家の福祉を強調し、制度のもつ形式合理性の意味に独自の重要性を認めなかつたと指摘する。

永井の場合、天皇制に関して主權説など踏み込んだ議論は見当らないが、二ヶ所から彼の天皇観を窺うことができる。彼は封建時代の社会道德が主従關係に基づいたものであるのに対し

て、今日は「兄弟の道徳」が政治を支配する道徳であると指摘し、つづいて

「我々は兄弟の心を以て相治めるのである。我々は兄弟の心を以て共に国家を経営するのである。今日の政治界を支配する根本の道徳は只此一に過ぎない。天皇は国体上全く別であるが、我々の如き国民は同等な立場に立つて、相共に政治をしなければ満足が出来なくなつた。我々を支配する階級の内容を認める事は出来ぬ。我々は総て支配する階級であつて、同時に我々は又総て支配せらるる階級である。」<sup>18)</sup>

と述べた。ここから彼の「君民同治」の概念が内包していた政治社会像とは、「兄弟の道徳」に基づき、天皇を除くあらゆる国民が同等な立場に立つて政治に参加する、「一君万民」の共同体的なものであつたことがわかるだろう。

一方、前述した「立憲政治」論に現われているように、「君主」の統治権は國務大臣に委ねられていると考える永井は、立憲君主制の枠を越えた天皇の親政には固く反対する。永井は鈴木梅四郎の『皇室社会新政』を論評する中で、社会政策の緊急性にはまったく同調しながらも、それを「皇室社会新政」と命名した理由について疑問を提起している。もし「皇室社会新政」と命名した意図が第一、諸種の改革事業が「皇室歴代の御精神」

に一致する故であるならば、帝國議會を通過して成立する法律や政策にして「皇室歴代の御精神」に一致しないものがあるのかと反問し、第二に、それが皇室の親政を意味するものなら、それは「我国『立憲政治の根本的破壊』であつて、遂に之が爲めに社会問題以上の大問題を惹起するの危険がある」と、その不適切さを指摘した。<sup>19)</sup> こうして彼はやたらに皇室を政治の場に引つ張り込むことを退け、あくまでも天皇および皇室の位相を立憲君主制の枠内に措置していた。

永井の初期の政治論と関連して第三に挙げておくことは議会の改革⇨選挙権拡張の主張である。彼は議院内の議決とは異なる世論が議院外に存在する事実を取り上げ、そのような現象が生じたのは「我議会の組織そのものが国民の公議を網羅し、その意思を代表するに不完全なることを暴露」したものであると指摘し、議会改革の必要性を訴えた。そして議会改革の方向は選挙権の拡張に置かれた。その選挙権拡張論は日本の立憲主義の目的と密接に関連していた。つまり、「君民同治」の目的を遂行するためには、皆等しく「陛下の赤子」である国民一般に参政権を与えるべきだという論理である。このような論理から自ずから有権者の資格が規定されてくる。それは他ならぬ「同治力の有無」、いいかえれば政治を判断する能力の有無⇨教育

の有無である。彼はせめて中学以上の教育を受けた者に選挙権を与えるべきだという見解を取っていた<sup>(1)</sup>。

以上の政治論を通して明らかになったのは、永井の政治論を支えていたのは「君民同治」の理念だということである。この「君民同治」とはもちろん擬制化された理念であるが、それが描く「一君万民」の平等な社会イメージは「社会問題」に関心を持ち、社会の改革を求める永井に適切な社会像を提供したのではないかと考えられる。

以上に述べた永井の思考の原点をなしていた「社会問題」と「植民問題」への関心と、それらを支えていた「一君万民」の理念はいざ彼が政治家になってからどのように展開していくのか、章をあらためて見ていきたい。

## 第二章 一九二〇年代

### 一、第一次世界大戦後をめざして

第一次世界大戦は周知のように日本の社会に多大な変化をもたらした。戦争がはじまって以来、戦況の行方に注目してきた永井は、戦争が終結に向かうにつれて、戦後への展望をふまえ

て、戦後の世界秩序再編に向けて発言をしはじめた。

当初永井は世界大戦の性格を民族主義に求めていたが、戦争が進むにつれて、次第に「帝国主義」戦争と見はじめた。永井は、世界大戦は「之を押詰めて見れば、欧羅巴の孰れの強国が世界に対して帝國的号令を与ふる権利を得べきかと云ふ競争から起つたのである。欧羅巴の大戦が聯合軍の勝利となつても、独逸軍の勝利となつても、其勝つた者が有色人種の土地を自由に侵略する特権を得べきことは明白である」と考えた。つまり、帝国主義同士の戦争であるだけ、勝者が誰であろうと、戦後の世界が白人の列強によって支配されるという事実には変化がないと判断したのである。そのような判断には当時急成長してきた米国への危惧や、前章で述べた白色人種に対する永井の反感が影をおとしている。その判断の下に「今や世界は全人類の世界ならざるべからず」と主張する永井は、米国や英国に対してはより強く土地の開放を求めるかたわら、「世界を全人類の世界」たらしめる「世界的維新」を遂行するのが「日本国民の一大使命」といって、「世界的維新」の構想を打ち出した<sup>(2)</sup>。

「世界的維新」とは、明治維新が「国内に於ける貴族専制の打破」を遂行したことになぞらえて、「進んで世界に於ける白人専制の打破」||「有色人種を解放」すること、その上で「人

類共同自治」の究極的目的を成し遂げることを意味していた。<sup>5</sup>  
 とところで、「世界的維新」を行なうことがどうして「日本国民の一大使命」なのか。その点について永井は次のように述べている。

「貴族専制を転覆せんとする運動を、貴族階級の間より期待する事が不可能である如く白人種専制を打破する運動の白人種自身の間より出づることを待つは、百年河清を待つが如くである。貴族専制を転覆せんとする運動が常に貴族より圧迫せられ蹂躪せられたる平民階級より勃発したる如く、白人種専制を打破せんとする運動も、亦常に白人種より圧迫せられ蹂躪せられつつある有色人種の間より起るのが必然である。」<sup>6</sup>

だから有色人種の中で「最も進歩」し、かつ「最も富強」な「日本」がその使命を担わざるを得ないということである。一見して大変明快な論理のように見える。しかし、実をいうと、日本も植民地を所有している一個の帝国主義国として他の有色人種とは利害を異にしているはずなのに、単なる有色人種という点を以て自分を被抑圧側に仲間入りさせている。「人種」のタームを以て世界問題を捉えるのが当時、あるいは彼自身にとってどれほどリアリティーのあることだったかは今一つ釈然としな

いが、そのことが機能的には後発帝国主義国日本の対外膨張を支える有効なイデオロギーとして働いたことは否めない事実であらう。

実際、永井は帝国主義を否定しない。戦争の終盤頃から一層強く帝国主義の正当性を力説している。彼によると、「人生は膨張を意味し、膨張は凡てを意味」する。国家も個人と同じく膨張の本能を持ち、この本能が国際的關係に顕現したのが帝国主義である。<sup>8</sup>このように帝国主義が「本能」の発露と定義される限り、その不正義への考慮は閉ざされざるを得ない。彼は帝国主義を否定する者に向かつて、それは「人間本然の膨張的欲求を無視する者たるのみならず、又自ら生存競争場裡の最適者たらんとする努力をも放棄せんとする者」であると批判し、さらに「単に帝国主義を基礎とする故を以て直ちに之を不正不義なりとするは過てり。唯其政策が帝国主義の倫理に背馳する場合に於て批判すべきのみ」と言っている。<sup>9</sup>結局、永井が戦後を指して「世界的維新」を唱えたのは戦後の世界秩序再編に向けて、日本の分け前をしっかりと獲得するための主張であつたと見て差し支えないだろう。

永井は戦後の世界について、ヨーロッパが衰退して代わりに米国が大きく台頭し、世界の外交は必ず亞細亞大陸に集まるだ

ろうという展望を抱いて、一九一八年八月、二度目の欧米外遊に立った。米国、英国、フランスが主な訪問先であったが、折からパリでは講和会議が開かれていたので、永井はその講和会議を直接参観することができた。この二度目の外遊は英国留学に劣らぬほど彼の思想に大きな影響を与えたものと見られる。特にベルサイユ講和会議の様子は彼の世界情勢の認識や国内政治の改革の意志に少なからぬ影響を与えたのである。<sup>11)</sup>

一年間の欧米外遊で永井が体得したものは一九一九年七月、帰国早々行なった講演に凝縮して示されている。その講演の要旨は突き詰めていえば、第一に、英米(特に米国)の世界支配への警戒であり、第二に、外国に蔓延している日本に関する芳しくないイメージ、そしてそのイメージの修正のための国内改革の緊急性の喚起である。<sup>12)</sup> 前者から見ていくと、彼はまず米国の経済大国への急速な成長過程を説明し、今後米国の膨張の行き先の第一は支那であること、その結果、太平洋地域における日米の対決は避けて通れないことを指摘した。<sup>13)</sup> これは単なる予測ではなく、ベルサイユ講和会議で米国が独領植民地の処分問題や山東問題をめぐって、日本の利益に反する態度を取ったことから得られた確信であった。講和会議において日本に非協同的だった点においては同盟国の英国も同様であった。そうした

現状を目のあたりにした永井は「日英同盟なぞいふものを当てにしてはならぬ」、「最早日本は同盟国に依頼するといふ精神を持つてはならない。真に日本国民は自己の独力に依つて何物にも頼る事なく、光榮ある孤立に依て世界的横綱である亜米利加と競争し、是に打ち克つ事の出来る迄奮勵努力をしなければならぬ」と結論づけている。<sup>14)</sup> 国際社会における日本の孤立感と英米への敵対感がよく現われていると思われる。もともと、米国に着いてまもなく、大学の同期生の大山郁夫宛に送った葉書に、永井は「米国富国強兵之大本はその民主主義に在り如何なる国民か文明の大勢に逆行して存立し得るものぞ」と書いていた。しかし、その「民主主義」のイメージは講和会議を経ながら変容され、帰国した際に出てきたのは中国へ襲いかかってくる米帝国主義の姿でしかなかった。このように外国にいくたびに彼の対外態度は硬化していくばかりであった。

第二の要点、外国における日本イメージと国内改革の問題である。外国には「軍国主義」、「武断政治の国」、「専制政治の国」等の日本イメージが広がっている。永井はそれをあくまでも「誤解」だと抗弁するが、講和会議に日本が人種問題を提出したことに對する米国のある新聞の記事には彼もすいぶん衝撃を受けたらしい。彼が引用した新聞記事には「全体日本を見よ。

同じ国民であり乍ら選挙権を有つた国民もあれば、また選挙権を有たない国民もあるではないか。又日本は労働者に対して組合を作る自由さへも認めてゐないではないか。……日本が人種の平等待遇を要求するならば先づ日本国民自ら総てを平等に待遇せよ<sup>16</sup>と書いてあつた。これによつて永井は日本の國際的威信を高めるためにも、内政の徹底した改革の必要性を痛感したようである。彼は「二十世紀に於て世界的解放を成就せんとする民族は自から真摯なる自治主義の实行者であらなければならぬ。然るにその民族自身が内に於て少数専制を打破し能はざるが如き状態では、何の面目あつて外に對し全人類の解放を迫る事が出来やうぞ」と述べ、「内に於て寡頭政治を革新し、日本をして日本人の日本たらしむべき運動の急務」を訴えたのである<sup>17</sup>。

しかし、国内改革の必要性を促したのは単に對外的威信だけではなかつた。講和會議においての日本代表の無見識と鈍重大対応力も重要な刺激であつた。彼にいわせると、旧態依然な官僚外交こそ講和會議に失敗した重大な一因であつて、それを支えている旧政治の打破は何よりも緊要なことであつた<sup>18</sup>。つまり、「日本の現状は正に孤立無援、……孤立無援の地位より国家を拯救する大任を時代錯誤の先輩政治家に求むるは謬れるも甚だ

しきものである。大いに國論を喚起して第二の維新、即ち民政維新を大声疾呼するの秋に迫つてきた<sup>19</sup>」と、「第二の維新」を打ち出した。

国内改革と関連して、もう一つ見逃してはならないのは、ヨーロッパにおけるロシア革命の影響である。永井は、ナポレオン戦争後ヨーロッパ全域に自由民権の「政治革命」が起つたとすれば、今度の世界大戰後には「經濟革命」が起ると予想した<sup>20</sup>。實際、彼はフランス、イギリスで労働者の示威を目撃していた。欧米を通じて「經濟革命」の思想がこれほど広がつていくと、日本への波及も避けられないと感じた永井は、それへの対策としてある程度まで現在の經濟組織を改造し、労働者の生活及自由を保障するに足りる權利を認める事が必要であると考へたのである<sup>21</sup>。このような考へ方は何も今に始まつたのではないが、ロシア革命の成功が社会主義の影響力の増幅をもたらすという実感により拍車をかけられたのではないかと思われる。

永井は帰国すると、講和會議の折巴りに在留していた少壮政治家、ジャーナリストを中心として結成される「改造同盟<sup>22</sup>」に加つた。「改造同盟」が結成された一九一九年は所謂「改造」論が世の中を風靡していた年であつた。大山郁夫はそうした状況について、「大戰繼續中に我が思想界に於ても最も頻繁に繰

返された標語の一つであったデモクラシーといふ言葉は、この頃になつてからその流行が幾らか下火になり、その代りに「改造」とか「解放」とかいつたやうな言葉が非常に幅を利かすやうになつた<sup>23</sup>と伝えている。室伏高信も「最近一年間の社会生活の動搖の渦巻は、またあらゆる改造説、現代を修正し、改造しまたは転覆せんとする所説の渦巻であつた。然り動搖の渦巻、さうして改造の渦巻である。この渦巻は右から左へと動く<sup>24</sup>」と一九一九年を特徴づけている。そのような雰囲気の中で結成された「改造同盟」は永井をはじめ植原悦二郎、長島隆二、中野正剛、馬場恒吾、満川亀太郎など約百人の会員を抱えており、政綱として普通選挙、華士族平民の差別撤廃、官僚外交の打破、民本的政治組織の樹立、労働組合の公認、国民生活の保障、税制の社会的改革、形式教育の解放、新領土統治の刷新、宮内省の肅清、既成政党の改造の十一箇条を掲げていた。この同盟に参加したメンバーは左から右までその政治的立場において様々であつたものの、その政綱に掲げていた主張は当時における民本主義的な政治勢力の改革論の最大公約数を示すものと言われている。だが、「改造同盟」は内部の意見不統一のため演説会を数回ひらいた程度で解体した<sup>25</sup>。

では、永井の考えた日本「改造の理想」は何であつたか。

「改造同盟」にかかわつていた時期に書いた「改造の理想」において、永井は「改造の理想」を一言で「民衆文化主義」にあると表現している。それは文脈からみて「民衆の生存及自由」を尊重し、「社会民生」に国家の基礎を置くことを意味していた。つまり、彼は、大戦後は大衆民主主義の時代となることを直感し、そうした方向に向かつて改革を進めることを主張したのである。しかし、このように一見市民的自由と権利を尊重するような主張も、他方においては「国家有機体」論と対をなしていた。

永井は「改造」の必然性を「国家」の進歩を以て理論づける。彼によると、国家は「其国家に属する各個人をば恰かも一大有機体の如く結合し、自から又一種の個体として生活<sup>26</sup>」するものである。そもそも世界が永久に「進化」するに对应して、国家も「進歩」しなければならぬのに、日本には特権階級、階級的偏見および無智、民衆の無自覚、鈍感といった要素が厳存していて国家の「進歩」を阻害している。したがって、国家をしてその「存在の真意義<sup>27</sup>」を徹底化させるためにはこれらの諸原因を取り除くことが急務であり、そのことを通じて「民衆全般の生活の確保及向上に必要な機会及手段を具備する新国家」の建設を目指さねばならないという<sup>28</sup>。その新国家の建設のため

に急ぐべきことは生存権、労働権、機会均等権、自治権の四つの人権の確立である。こうして永井はその四つの人権の確立を「改造」の基本方針として打ち出して政界に乗り出す用意をしていたのである。

## 二、社会政策と普選論、議会改革論

第一次世界大戦後、国内には普選運動が全国に広がり、その勢いに支えられて、ついに第四十二議会で普選案が本会議に上程される運びとなった。しかし、時期尚早を理由に反対の立場を取っていた原内閣は衆議院解散を以てそれに応酬した。そこで一九二〇年五月に行なわれた総選挙で、永井は金沢から二度目の出馬をし、見事に当選した。当選後まもなく憲政会に入党することにより永井は政党政治家の途に乗り出したのである。

永井は、大戦後の日本は世界の二大勢力、すなわち「アングロサクソニズム」(英米)と「ボルシエビズム」により脅かされると展望していた。このような情勢認識が永井の二〇年代における政治行動を規定していたと思われる。特に大戦後の日本社会の変化―戦時を通じて飛躍的に発展した経済を背景に、階級の分化、それに伴う労働・農民運動の活発化―を前に、後者

への対応は永井の思考を大いに支配していたと見られる。

前述したように、大衆民主主義時代の到来を予想した「改造」の理想を抱いていた永井は代議士に当選して早々の時期に、さらに彼の議論の重要な基礎となる望まじき社会像を提示している。それは他ならぬ「社会共存」の像である。まず、「社会共存」が登場する文脈から見よう。

「新しき時代には新しき政治が起らねばならぬ。曾て国威発揚と云ふことが政治家の理想であつた時代があつた。国威発揚の爲には個人の要求を無視し個性の権威の如きは措いて顧みなかつた。そこで如何に国家の領土が拡大し如何に国富が増進しても之に依つて個人が幸福となり、人民の空腹が満されなければ、何を値するかと云ふ思想が起つて、所謂民権自由の運動となつた。然し民権自由の運動は勢ひ自由放任主義となり易い。自由放任主義は弱肉強食に陥り易い。此に於て再び国家の権力を以て各個人及各階級の生活を統制し弱肉強食を予防すると共に社会共存の目的を遂げんとする傾向を生じた。」

永井は現在の政治は「自由放任主義」の修正、すなわち国家権力の市民社会への浸透の方向に向かっていると把握した。そして、その国家統制の目的が「自由放任主義」の弊害である「弱

肉強食」の予防および「社会共存」の実現にあると認識している。要するに、「社会共存」は極端な自由主義の弊害を解消するための倫理として捉えられているのである。

そうだとすると、永井が「社会共存」を強調するようになったのには「弱肉強食」の実体が前提となっていると考えてよいだろう。彼は実際、衆議院での処女演説の中で「今日の日本に於て種々なる階級が存在して居ると云ふことは、争ふべからざる活きたる事実であります。資本家の階級があります。労働者の階級があります。商工業者の階級があります。農民の階級があるのです」といって、現在日本に階級の分化が厳然たる事実として存在していることを喚起させた。今や「時代の精神」となった「個性の自覚」によって、自己利益の主張は不可避な「勢」であると認識していたと思われる。問題は「是等の階級を如何にして調和するか、是等の各階級を最も能く調和し其階級をして国家の進運と、個性の發達とを授けることの出来る国家組織を建設することに努力せしむる」ことであつた。このような含みをもったのがまさしく「社会共存」の倫理に他ならなかつた。結局、彼の「社会共存」の強調には第一次世界大戦後広がつていた社会主義思想や勃興していた労働運動、農民運動がその背景にあつたといえよう。そもそも「一君万民」の共同体的社会

像をもつていた永井としては、その共同体的社会に利害相反による亀裂が生じることに危機に似たものを感じたのであろう。

「社会共存」の倫理は国際社会にも連動して「人類共存」となつてくる。永井は、今後は「(帝国主義的な)旧思想を一擲し、新なる人類共存の倫理観を基礎として国家の進路を決めなければならぬ」と主張しているが、ここで一つ特記すべきことは従前まで主張していた帝国主義が放棄されている点である。彼は「私は国家主義を信するけれども、帝国主義を信する事はできない、なぜなら「真の国家主義の究極」は「人類共存主義」に一致するけれども、帝国主義の極致は「一国家又は一民族の世界独占」を目的とするからであると釈明する。彼のこのような態度変化には国際連盟の創設およびベルサイユ体制の出帆がその背景となつていたと思われる。

「西にレーニン、東に原敬」で有名な永井の衆議院での処女演説は彼の政治家としての現状認識や政治的態度を示した重要な演説である。演説は最初、シベリア出兵中につつた尼港における日本軍民虐殺事件について政府の責任を追究した後、思想問題、労働問題、議会否認の問題などを次々と突き止めていく。その要旨は、社会の動搖の根本原因は「物価の暴騰に基づく生活の不安」にあり、そこから危険思想や労働運動が発生する。

また「民衆全体に日本の議会の基礎を置かない」故に議会政治否認の風潮が蔓延する<sup>17</sup>ということであった。社会動揺の根本原因を「生活の不安」に求めるのは永井のもっとも基本的な現状認識であった。このような現状認識に基づいて、永井はその社会動揺への根本的な対策として、社会政策の実施と普通選挙の断行<sup>18</sup>を主張した。しかし、現在の原内閣はその根本対策をまったく度外視していることから、「今日の世界に於て、尚ほ階級専制を主張する者、西には露国過激派政府の『ニコライ・レニン』あり、東には我原総理大臣あり。其提げて立つ所の階級が、『レニン』は労働階級である、原首相は寧ろ資本家階級であると云ふことは違ふけれども、俱に民本主義の大精神を失ふことは同じである<sup>19</sup>」と、あの有名な言葉を述べたのである。そのくだりが問題となつて、永井には五日間の出席停止の懲戒が下された。

社会主義の予防のためにも社会政策の実施を急ぐべきだ<sup>20</sup>というのは永井の持論であるが、普選の主張は今まで選挙権の拡張にとどまっていた立場から一步すすんだものである。永井が普選論に転回したのは二度目の欧米外遊の間であつたと推測される<sup>16</sup>。彼はイギリスに滞在中、選挙制度の調査研究のために欧米を巡回中の安達謙蔵に会つて、彼の調査研究を手伝つたことが

ある<sup>17</sup>。その間の研究は彼の普選論に大いに役立つたものと見られる。

前述した処女演説を通して見ると、永井の普選論の根柢は大雑把にいつて、自分の利益を主張する機会より排除されている各階級の代表を議会におくことによつて階級の調和をはかり、蔓延している議会政治否認の思想に対処するということであつた。これらを踏まえて、さらに永井の普選論を第四十五議会—この議会で憲政会は社会諸立法案とともに「独立の生計」の条項を削除した完全普選案を提出した—における永井の普選演説を手がかりにして察すると、その要点は二つにまとめられる。

一つは、普通選挙の問題は単に「政治問題」としてだけではなく、「倫理問題」としても頗る重大な意義を有するという考え<sup>18</sup>方である。その点について彼は「世界戦争に伴ふ世界思潮の激変に因りまして、我国に於ても思想の急激なる変化を生じまして、民本主義の思想が……全国に洋溢し……一個独立の人格を有する人間なりと云ふ自覚が勃興し來つた。此自覚の政治上に現れ來りましたるものが即ち普選に対する叫びとなつたのでありますから普通選挙に対する要求は実に現代の政治を更に倫理化せんとする痛切なる要求<sup>19</sup>」であると、その趣旨を説明した。つまり、第一次大戦後、急速に台頭してきた大衆の政治的要求

に应ぜざるを得ないということである。

第二は、階級闘争を予防するための防波堤としての普選という考え方である。大戦後、欧米諸国の政治改革の流れを考えると、普通選挙を基礎とする議会の価値は「階級闘争の過る思想を撲滅」するのに役立つことにあると考えられていた。<sup>20)</sup>

一方、以前の選挙権拡張の主張の際に根拠となっていた「君民同治」の理念は語調こそ弱まっているにせよ、「上御一人、下万民」の理想となつて引き継がれている。永井は依然として改革の準拠基準を明治維新に求めた。つまり、彼は、我々が等しく「陛下の赤子」であり、義務と権利において平等であるべき根拠は明治維新の「四民平等の詔り」に明らかであると指摘し、今だに各種の特権階級が存在しているのは「時代錯誤」だと非難する。<sup>21)</sup>したがって、今後は国民生活の全体を「上御一人、下万民」の理想に基づいて改革しなければならない、その努力の第一歩が他ならぬ普選であると強調したのである。<sup>22)</sup>このように改革の準拠基準としての明治維新の意味、すなわち「上御一人、下万民」の理想は彼の思考の中で底流として一貫して流れていた。

以上の永井の普選論を整理すると、それは階級闘争への対応といった現状認識に基づいた現実的な対応の側面と、「一君万

民」といったより理念的な側面との二つのレベルの根拠によって支えられていたといえる。ここで一つ指摘したいのは彼の普選論には自然権的な発想が希薄だということである。それは議論の原理的な部分を「一君万民」の特殊理念が担つてしまったことからする必然的な結果であるかもしれない。だが、自然権的な発想の希薄は当時の普選論者にさして珍しいことではなかった。永井が直接編集に当たつた普通選挙論集に目を通すと、自然権的な発想を根拠としている論者の方がむしろ少数である。同論集の中の美濃部達吉を例として見ると、美濃部は普通選挙を「総ての人民に平等に選挙権を有せしむるの制度であると解するならば大なる誤りである」と指摘した上、自然権に基づいた議論を逐一批判していく。<sup>23)</sup>それにもかかわらず、普通選挙が世界の大勢となつたのは、美濃部によると、全く別の理由、つまり「労働者階級の自覚」によるもので、「選挙権を資産階級にのみ独占せしむる事なく労働者階級にも及ぼさんとする」<sup>24)</sup>のが普選運動の主眼であるという。

さて、永井の普選論はもとより議会政治否定の思潮への対応という一点をその主張の根拠としていた。政治家としての生涯において永井が最も気がかりしていた問題もこの議会政治を否定する動向ではなかったかと思われる。永井は政界入りしてさ

つそく議會政治の擁護に乗り出してゐる。議會を否定する根本原因は現在の議會が貴衆兩院とも少数の特権階級のみを代表していることにあると、くり返し指摘してきた永井は、しかし、「今日の議會が悪いからとて議會政治そのものを否定するのは輕率である」と考え、議會政治の意義を積極的に訴えようと努力する。

まず、永井の議會觀から見ることによつて、永井は代議士として初めての議會を経験した後に書いた「議會政治の使命の爲めに」の中で、「議會政治」の意義を次のように述べてゐる。

「社会共存の倫理に従つて、各階級の利益を調和し、各階級に属する各個人の生存及び自由を保障して、之を国民生活の文化的目的に統制すると云ふ事が即ち議會政治の本分であると共に、又必要なる所以であつて、此点から考へるとハーバート大学の哲学教授ラスキーが所謂ニュー、フエーダリズムと云ふ言葉が今日の議會政治の精神を説明するに最も適當であるやうにと思ふ。」

つまり、永井は各階級の利益を調整し、さらにその利益を公共的な目的によつて「統制」することに議會政治の目的を求めていた。また、他のところでは、議會を「人間の脳」に比喩し、「夫れと同じく、農民階級は自己の力にて利益を増進すべく主

張するが宜しい。商工業者も然りである。労働者も然りである。資本家も亦然りである。而も之を国民生活の大理想到に統御調節する機関がなくてはならぬ。其処で議會があつて、各代表者の主張を聞き国家統制の力に依て統制して行くのである。秩序無き社会に個人の幸福は無<sup>23</sup>い」と述べてゐる。

以上の記述からわかるように、永井は議會を各利益の調整、ひいては「統制」「統御調節」の機関として認識してゐた。そのことと、前章で指摘した、議會に政府への「協賛」機能を主に認めていたことを考え合わせると、永井にとつて議會と国家権力とは必ずしも對抗關係にあつたわけではないといえる。このような議會觀が三〇年代における統制的な体制への轉換をスムーズにした一因ではないかと思われる。

このように永井にとつて議會政治は社会統合のために自明な制度であつた。しかし、議會の現状はそれとほど遠いことを彼も認めざるを得ない。依然として特定階級の代表機関であり、批判の自由も「専制政府の下に於けると多く異なる所がない」ほど制約されている。ここに普選とともに議會改革の必要性が出てきたのである。

ところが、現在の議會が不完全だからといつて、議會制度そのものを廢止し無産階級の「独裁政治」を以てそれに取つて代

らせることが果たして「真の解放」を意味するのかと、永井は社会主義思想を念頭に疑問を提起する。彼にいわせると、ソビエト政治は無産階級の尊重という側面においては確かに議会政治より優るといえるかもしれないが、その反面、「無産階級以外の者を敵視するのであるから、其政治が階級的偏見及憎悪を伴ひ、社会共存の倫理に反する事は現在の議会政治と何等拮ぶ所がない<sup>(33)</sup>」という。彼はソビエト政府は決して「一般民衆の意思を尊重するデモクラテック・ガヴァーメントでない<sup>(34)</sup>」と批判する。要するに、現在の議会が特権階級のみ代表機関であるが故に不完全とするなら、ソビエトのような無産階級の独裁政治は無産階級以外の者を排除するという点において、同じく「社会共存」の倫理に反するという理屈である。永井は「労働者階級の勃興は、新たな階級専制を繰返す事に於てでなく、一切の階級専制を根絶して、此社会に圧制者と被圧制者との闘争なからしむる事に於て其重大なる意義がある<sup>(35)</sup>」と考えていた。以上の記述は永井のポピュリズムの形態および彼の描く社会像の輪郭を窺わせていると考えられる。このような考え方に立っていた永井は今後の改革の基調を、内においては「階級意識より全体意識へ」、外においては「民族意識より人類意識へ」に置かなければならないと主張した<sup>(36)</sup>。

こうして社会主義の議会否定の思想を退けた永井は、今度は自分の議会改革の構想を明らかにしていく。彼は無産階級の独裁政治を防ぐためには、議会改革の根本方針を「労資対等の産業組織を基礎とする新議会<sup>(37)</sup>」の建設に置くべきであると主張する。その新議会構想の内容は次のようである。

「貴族院を改造且つ改名して之を専門知識及職業利益の代表機関となすと共に、衆議院をして真に国民全体及消費者全体の要求を体现する者たらしむることである。而して之がためには、……兎に角華族の現在の政治的地位を一般国民と同様になし、其上院議員たる特権を廃すると同時に、適法に選挙せられた場合は、上下両院孰れの議員たるをも妨げずとする事が必要である。改造されたる上院議員中専門知識を代表する者とは、宗教家、教育家、外交家、法律家、政治家、工芸家、社会学者及政治学者の如きを意味するのであつて之は各関係団体から選出すべきであると思ふ。其他の職業利益を代表する者は一般的性質を有する各種の生産業を一選挙区と見做し、資本家及労働者の双方より同数の代議士を選出せしむるのであるが、資本家の代表者なればとて必ずしも資本家自身たるを要せず、労働者の代表者も亦労働者にあらざる者を選んで差支ない。下院は、大体に於て現在の府県を一選挙

区となすべく、其選挙は普通選挙及比例選挙の併用に依るべきは云ふを待たぬ。」<sup>33)</sup>

彼の新議会の構想は貴族院の抜本的な改革を含んだいわゆる職能代表制による議会であった。しかも、それは単なる代表原理に留まるのではなく、職能代表を選びだす基盤としての労資の組織化を含むコーポラティズム的な発想であったと考えられる。コーポラティズムは同時代、すなわち大戦後ヨーロッパにおいて試みられた資本主義社会の政治経済的な再編の方式であった。<sup>34)</sup> 当時日本に職能代表制について紹介したのは蠟山政道が一九二二年九月稿において簡単に触れた程度で、より詳しく論じたのは一九二四年、護憲運動の中、くり広げられた貴族院改革の議論の中で書かれた東京帝国大学教授の小野塚喜平次の論文が最初であったらしい。<sup>35)</sup> そうだとすれば、永井の職能代表制、ひいてはコーポラティズム的な構想は日本で最も早い例といえよう。学者の議論に先立って、政治家がこのような議論を持ち込んだことは永井の進歩性を表していると考えてよいだろう。ところが、このように西欧の先進的な議論を持ち込んだかと思うと、他方においては依然として「上御一人と下万民との中間に在りて、政権を壟断せんとするが如き者を撲滅致しまして、真に共存共栄を根本精神とする新社会」<sup>36)</sup>の建設の一環としてこ

の議会改革が位置づけられていた。

さて、議会政治の改革を考えるなら、当然ながら政党について考えざるを得ない。永井の二〇年代後半から三〇年代にかけての政治改革論の主要な部分を占めるのも、まさにこの政党そのものの改革であった。では、まず永井の既成政党への認識から見ていこう。

永井は憲政会に入党する以前、既成政党について次のように観察していた。つまり、その思想を見ると「多くは既に時代の要求にそはず、又文明の大勢に後れ、殆ど旧時代及旧文明の遺物に過ぎざる観」があり、これを極端に言えば「彼等の多くは政権の争奪を目的とする者の集団にして、其実質は博徒の所謂縄張りとは何等の選ぶ所がない」<sup>37)</sup>のがその現状である。また、国民との関係においては「国民の生活問題に冷淡にして、其経済的要求が如何に痛切なるかをさへ理解せず、全然国民の生活と没交渉にして只権勢の争奪をのみ事とする」<sup>38)</sup>と、厳しく批判した。その党派争いだけに専念する政党の「ファクション」的な実態こそが「民衆」の反感を買う原因だと永井は認識していたのである。

その永井が政界に乗り出してすぐ憲政会に入党したことは、大隈との関係から当然の選択ではあったが、その他に彼は政友

会に比して先進的に見えた憲政会に期待を託していたようである。永井は憲政会について、「純然な保守党」であるのには相違ないが、その思想において「自由主義を理想とし、普通選挙の必要を説く」など政友会より進歩的であると認めていた。<sup>45</sup>しかしながら、他方においては「労働者乃至無産階級の生活の安定及び其向上を計るものとしては、尙未だ不徹底なる所が頗る多い」と、その社会政策の推進に対する微温的な態度に不満をこぼしている。<sup>46</sup>このような態度が彼をして憲政会の左派と見なさせた源であると思われるが、その後も永井は時々憲政会の微温的な態度を批判する発言を行なっている。<sup>47</sup>

ここに永井は「既成政党が満足せしめ能はざる労働階級乃至無産階級の要求を政治上及び経済上を実現する事を唯一の使命」とする第三党の出現を期待した。その期待はまず革新倶楽部に寄せられた。だが、革新倶楽部は既成政党とその成立動機や政綱において何らの差もないことから、当分憲政会との共同歩調を要請するのとどまつている。そこで次に彼が注目したのが各地において簇生していた「青年政党」である。

ここでまず永井と青年党との因縁について簡単に述べておこう。「石川県史」によると、「石川県立憲青年党」は一九一七年の総選挙に立候補した永井の後援会を母体として選挙後組織さ

れた「金沢立憲青年会」(同年八月に「金沢立憲青年党」と改称)から出発している。その関係より当然なことながら、同「青年党」は永井の思想に大いに影響され、現状革新「大正維新」を目標に、「金沢市民の政治思想を鼓吹し、憲政の運用を助け、自治の改善を図る」ことをその目的と掲げていた。同「青年党」は伝統的に「政友王国」の金沢において、党利党略による市政の排撃、社会問題に関する発言などを通じて次第に勢力を伸ばし、一九一九年七月には「石川県立憲青年党」と拡大改編する運びとなった。「金沢立憲青年党」の顧問に就任して以来、永井は地元の青年党のみならず、一九二三年、茨城県の「惜春会」の顧問、一九二五年、一府十県の青年団体が集結した「日本海青年党連盟」の顧問を次々とつとめるなど、地方の「青年党」に少なからぬ影響力を及ぼしていたと考えられる。

永井の二度目の選挙戦において同「青年党」が大いに活躍したことは言うまでもない。当選後、永井が憲政会に入党すると、石川県において憲政会支部と同「青年党」との緊張関係は解消され、永井を中心として非政友各派の統一が促進されるようになったという。<sup>48</sup>もっとも反既成政党の立場から政治の革新を目指した同党としては当然憲政会とも距離をおくべきであるが、永井との関係によって憲政会に接近していったのである。その

やや矛盾した行動は既成政党に対して厳しい態度を取りつつも憲政会に入党した永井の行動と一致している。結局、反既成政党の標榜は、実際において反政友会を意味していたのである。

以上のような関係から永井は地方において政治改革を目指していた「青年党」に「直接民衆解放を理想とする新政党」の期待をかけていた。永井は「青年党」に対して、「之等の青年政党は今各地に割拠して居るけれども、之が早晚相互の間に聯絡をとつて一大改造運動を興す事になれば、民衆の生活上の要求を体现する点に於て最も進歩したる新政党となる可能性がある」と展望した。

ところで、永井がこの「青年党」に期待したのは果たして本来の第三党的存在の社会党や労働党といったものであっただろうか。これまで述べてきたところから明らかになつたように、永井がもっとも警戒したのは秩序破壊の社会主義であつた。そうなら、永井が社会党などを推奨することは考えがたい。実際、彼は無産政党については普選実施の見通しが立った時点で、労働党や社会党の出現を予想して、現在の日本の階級意識の盛んなことに照らして考えると、それは避けて通れないというふう

に簡単に触れているぐらいで、その後も積極的なコメントは見当らない。そこで「青年党」の性格と関連して、永井の「青年党」によせた期待は、同時代のイタリアに勃興していた「ファシスト」党のイメージと二重写しとなつていたことに注目する必要があると思われる。彼はイタリアのファシスト団が今後の「新政党」に一つの参考となると持ち出して、ファシスト団の根本思想は「伊太利独特の民族個性を基礎とする労働問題の解決に存する」と述べた。ファシストの「ローマ進軍」があつて約一ヵ月後の永井の「ファシスト」観をもう少し見ると次のようである。

「ファスチスチイ団は共産主義者の革命的運動に反対するが、労働問題解決の急務を否認するものではない。唯総ての民族は各其固有の民族個性を有する、其個性を完成することがやがて又人類文明に対する貢献である。労働問題解決も亦此民族個性の要求を基礎として其解決を計るべきである。：ファスチスチイ団の指導者中にはムツソリニオを初めとし、アルピナチとか、ロツシとか云ふサンチカリストを網羅せるのみならず、多数の労働者や、其他無産階級に属する人々が之れに参加して居るのも偶然でない。だから此ファスチスチイ運動を単純なる反動運動として看過せんとすることは大なる誤りであつて、或程度迄戦後経営を完成して新に生れ出でんとする伊太利民族の要求を体现したる所に其運動の強み

が存するのである。<sup>64)</sup>

このように、当時反動運動と見られていたイタリアのファシスト団に関して、永井はその労働問題を解決しようとする努力という一点において積極的な評価を与え、その限りにおいて「青年党」にも「ファシスト」的な党となることを期待したのである。彼のこうした見方はその後も基本的には変わらず、二〇年代を通じて一貫していた。

一九二四年六月、第二次護憲運動により加藤護憲三派内閣が成立した。永井は同内閣で創設された政務官制度に外務参与官としてはじめて任官するようになる。外務参与官に任命された当時、永井は同党の松村謙三に自分の望みは陸軍参与官にあってたと告白しながら、その理由は「僕が日頃ひそかに企てている日本の革新計画を遂行するには、どうしても現役の兵隊や在郷軍人を使わなくてはならぬ。それにはまず陸軍参与官となつて、これと思う兵隊と硬く相結ぶ必要があると思う」からであると話したという。<sup>65)</sup>松村によると、そのころ永井は北一輝の『日本改造大綱』をガリ版にしたものなどを心をゆるした知友に「これを読んでみたまえ」と、頒けたりしていたという。<sup>66)</sup>永井が「ひそかに企てている日本の革新計画」とは何か不明であるが、北一輝の『日本改造大綱』に大いに共鳴していたことは確かであ

る。<sup>64)</sup>このように彼は一方においては議会政治を守ろうと必死になつて訴えながらも、他方においてはイタリアの「ファシスト」への共感を見せたり、軍隊の力を不可欠とする「革新」を考えたりしていたのである。

さて、永井の政治改革へのコミットメントが二〇年代前半においては普選問題へ収斂されていったとすれば、普選法が成立した二五年以後は普選後の新しい状況に対応する形での議論が行なわれていたといえる。永井にとつて普選後の予期されなかつた状況の中でもっとも大なるものは階級対立の状態が消滅するどころか、マルキシズムの拡大や無産政党の相次ぐ誕生を見たことではないかと考えられる。だが、そのことは今までの彼の主張の論理内部に潜んでいた矛盾が現実に見われたものにならずにない。というのは、彼は無産階級に選挙権を付与し、すなわち普選を実施して彼らの利益主張を議会に反映させ調整しさえすれば階級の調和が得られると考えていたが、しかし、厳密に言えば、そもそも普選の実施と階級の調和は次元をやや異にする問題で、普選によつて万人に参政権が与えられたとして、必ずしも階級の対立が解消されるとは限らないからである。したがつて永井にとつても普選運動の段階まではその両者が論理的連関を以て機能したが、普選の成立が確実となり、運動陣営から

無産政党が胎動すると、永井は自分の考えの矛盾に気づき始めたのではないかと考えられる。このような状況への対抗上、永井は二〇年代後半を通じて持論の社会政策の主張とともに政党改革へ力を入れていく。

第四十六議会において、「社会局ありて、社会政策なし」と政府を攻撃していた永井は、憲政会が与党となるにつれて、今こそ社会政策に全力を傾注すべきであると考えたものと見られる。次第に党内でも発言しはじめた彼は党向けの発言で、「労働革命の侵略より免れんと欲せば勢ひ社会政策を確立して、有産・無産両階級の共存共栄を目的とする新政治を行ふことが必要」であると再三強調する。そして、世界をフランス革命から救うために立憲政体を樹立したのと同様に、労働革命の脅威より救うためには「経済上に於ける立憲政体」を確立しなければならぬと説いている。その上さらに憲政会は内においては「皇室と国民の間にある特権階級の専制政治を打破し、日本をして真に完き日本人の日本となすと云ふ大精神を以つて諸般の改革を行ふ」と同時に、外に対しては「少数の強国又は軍国の帝國主義を排して世界をして真に全人類の世界たらしむると云ふ精神に即して、世界文明の進歩に貢献すべき」であると、平生の自分の主張をはっきりと打ち出した。<sup>65)</sup>

また、永井は前述した青年党の連合である「日本海青年党連盟」の発会式の演説の中でも、社会問題の最大のものとして貧富の格差および労資の軋轢の激化を挙げ、その改善のためには社会政策全般にかけてその実現を期するしかないと重ねて強調している。その際、社会政策が必要な理由について、「一君万民の大義が事実にして、政治上並に社会上に実現せられずまでは、社会は依然として圧制者と被圧制者との二大階級に分裂し、圧制者は恣のままに被圧制者の生活を脅威する危険が存在する」<sup>66)</sup>からであると述べ、「一君万民」、「社会共存」の実現のための社会政策であることを明らかにした。

一九二六年六月、憲政会は政友本党と合党して民政党に生まれ変わった。その「五カ条の政綱」をつくったのが当時の新進気鋭の永井柳太郎と中野正剛だといふ。<sup>67)</sup>政綱の中の、「国民の整調に由りて生産を旺盛にし、分配を公正にし、社会不安の禍根を芟除すべし」や「国家正義を国交の上に貫徹し、人種平等、資源公開の原則を拡充すべし」の条項には永井の持論がそのまま文面化されていることがわかる。

一九二七年四月、周知の通り、金融恐慌が襲いかかっている中、若槻内閣が提出した台湾銀行緊急救済案が枢密院で拒否されることによって、同内閣は総辞職を余儀なくされた。これを

契機に世間では枢密院改革の議論が一気に盛り上がったのである。かつてから特権階級の排除、貴族院の改革を訴えてきた永井としても枢密院の横暴にはだまっていられなかった。永井の枢密院改革に関する見解は、「其組織と其實質とに於て既に前世紀の遺物」である枢密院が大戦後の目覚ましい社会変化の中で、その地位を維持することは難しい、憲法改正が不可能な限り廃止こそ不可能であるにせよ、枢密院の官制を大幅に改正して枢密院をただ「皇室の御事に関する諮詢機関」に制約すべきだということであった<sup>(7)</sup>。そして、その他国務に関する天皇の諮詢は政府が担当するように、つまり統治機構の内閣への集中をはかったのである。それが政党内閣を前提にしていたことはいうまでもない。彼の枢密院権限縮小論は当時の識者の共通した見解のようで、たとえば吉野作造の主張は全くといえるほど永井のそれと一致している<sup>(8)</sup>。

枢密院によつて民政党の政権が崩壊し、永井も外務参与官を辞職した。この一九二七年は永井の思想において一つの画期的ように見える。なぜならば以前とは少しニュアンスの違う言説が見られはじめるからである。それはまず民政党の創立一周年記念演説会での演説に現われる。その中で永井は民政党には「共存共栄党」であるべき使命があると言ひ出した。

「民政党は建国以来の国是である一君万民の大義に則り、政治上に於ける一切の特権を排撃して、四民平等の権利自由を確保すると共に、産業上に於ける労資対等権を確立し、以て勤労大衆を生活不安より解放し、革命手段によることなく、立法手段によつて、共存共栄の新社会を建設せんとするのであります。我々が多年貴衆両院の改造を叫び、之によりて真に国民の総意を帝国議會に反映せしめ、以て特権政治の積弊を一新せんとし、同時に経済組織を合理化して、日本国民の生産力を総動員し、併せて富の分配を正導して、その生活安定に貢献せんとしたるは即ち此大理想より発するのであります<sup>(9)</sup>。」

全般的な内容は今までと殆ど変わっていない。しかし、用いている言葉において、「共存共栄党」を前面に打ち出したことの外、「経済組織を合理化」「国民の生産力を総動員」など、今まであまり触れていなかった文句が使われている。それは単なる言葉の入れ替えではなく、彼の関心が第一章で指摘した、社会政策の限界による社会経済の仕組みそのものの改造に向かつて動きだしたのではないかと考えられる。もちろん、このような強い語調の発言が出されたのは普選による第一回目の総選を一年先に控えて、無産政党に対抗する意識によるものと見られる。

同演説の中で彼は、最近不景気の続く原因は「地主資本家の階級が唯消費者を犠牲として目前の利益を貪ることのみに没頭し、毫も勤労階級と協力して、共に与に日本国民の生産能力を増進せんとする遠大なる計画を有せざる」からであると、なお、貿易の不振の原因についても「労資両階級の生産力の総動員が行はれ、……経済組織そのものが合理化し、科学化して居らない」ためであると重ねて指摘する。そして、この演説の最後は次のように結ばれている。「すべての人間の個性を尊重し、其の個性の生存を保障し、其の個性に相応はしき最善の勤労を国家に致さしむると云ふ、この大原則が政治組織の上に、経済組織の上に、社会組織の上に徹底し、国民全般が其の生産力を総動員して国家を経営する、大衆立国時代を一日も速に超来せんことを祈り、これを諸君に訴へて御協力を仰がんと欲する」と。

その後、永井の総動員的な発想は次第に強まっていく。

永井の思想変化を考える上で一つ示唆的なのは、先の演説の十日後に行なわれたある演説で再びムッソリーニについて触れていることである。当時ムッソリーニについては「専制政治家」「国粋主義者」という批評が一般的であると指摘する永井は、その評価をよそにムッソリーニがサンディカリストであった点に注目する。その点に注目する理由は「個性」の尊重と

いう観点からであった。彼の詭弁によると、サンディカリストとソシャリストとの相違は「階級個性」を認めるかどうかにあつて、労働者階級だけに拘る前者はつまり「階級個性」を認める主義と見做すことができる。したがつて、ムッソリーニがサンディカリストだったことは彼が早い時期から個性に着目した証拠であるという<sup>27</sup>。そうした個性への着目は「民族個性」への関心につながつていき、やがてムッソリーニは「イタリー民族主義の上に立つた労働党を建設」したと評価する。要するに、

「私はムッソリーニの言つた事が全部よいとは申しませぬ。またムッソリーニの言つた事には不法なこともある、殊に中央集権に過ぎて、地方人の地方問題に対する自治権、生産者の産業問題に対する自治権を無視する所に、其最大の欠陥があると思ふ、しかしながらムッソリーニの民族個性に関する根本思想だけは、第三インターナショナルによつて世界が革命の大動乱に導かれんとする時、特に人類を導くべき一大思潮として其価値を認めざるを得ないと考えます。」<sup>28</sup>

と、ムッソリーニについての自分の考えをまとめた。ここにも第三インターナショナルという共産主義組織への対抗意識が鮮明に現われている。彼は、ファシストが政権を握つた初期においては何よりも「労働問題」の解決をはかるうとする点に重点

を置いてファシスト党を評価したのに対して、今度は「民族個性」の重視の点を高く評価するような変化を見せている。相変わらずファシスト党に共感をよせているにしても、その意義を評価する重点の変化は彼の思想の変化の一つのメルクマールとされるのではないかと考えられる。この演説の最後を彼は、「我々は又日本民族独自の個性に基いた、日本民族独自の文化を建設することに努力すべき<sup>(8)</sup>」であると結んでいる。一種の「日本主義」へのすり寄りが始まったといったら誇張であらうか。

以上のように、一九二七年はほんの兆しにすぎないしろ、永井の思想において変化が見られはじめた画期といえるだろう。

「共存共栄党」は翌年になると、「国家主義大衆党」と改称される。この「国家主義大衆党」が三〇年代の政党政治の崩壊期に彼が呼び掛けつづけた政党政治擁護の合言葉である。「国家主義大衆党」とは共産党類を「革命主義大衆党」と命名して、それに對置する形での名付けで、その内容は「共存共栄党」のそれとほとんど変わらない<sup>(9)</sup>。しかし、なぜいきなり「国家主義大衆党」と変わったかは疑問であるが、それは「国家主義」が「革命主義」に對する概念として持ち込まれた事情から推測して、「階級」の対をなす概念として「国家」「大衆」を強調する

底意が横たわっていたと考えられる。くり返し述べている「民衆共存」を目標とする「政治組織および産業組織」が具体的に何を意味するのか、彼自身明らかにしていないが、さしあたりここでは彼の関心が二〇年代後半にいくにつれて、社会政策の強調より政治経済構造の改革へ、国家と個人の自由との緊張より「国家主義」へと、その重点を移っていくことを確認しておくことに止まりたい。

一九二八年は普選による最初の総選挙が行なわれた。その結果は政友会が二一七、民政党が二一六、期待を集めた無産政党が八議席を占めるにとどまった。その総選挙について永井は、その最も顕著な特徴は無産党の勃興にあると指摘し、それは「世界の各国に於ける無産党の歴史上異数の躍進」であると評価した<sup>(10)</sup>。しかしながら、他方においては無産党のこのような躍進は「無産党の主張する社会主義乃至共産主義の学説に對して国民が共鳴を感じたためであると言ふよりは、従来の政府並に政党が国家のために為すべき改革を為さず、民衆を生活不安より解放するが為に尽すべき本分を尽して居らなかつたと言ふことに對する国民の憤りを現したものである<sup>(11)</sup>」と、国民の無産政党への消極的支持による結果であると分析した。

普選後の政界についての永井の失望は続く。彼の普選主張の

論理通りなら、普選により無産者の利益を代弁する声が議会に反映され、階級の調和がはかられるはずである。ところが、永井にいわせれば、普選後最初の第五十六議会には無産大衆の生活安定を眼目とした法律案は一件も存在しなかった。<sup>(85)</sup>しかも、議会は依然として「金力権力の政治」にとどまっている。つまり「選挙に莫大なる費用を要する今日の状態では結局特殊な階級の代表者が多数を占めることとなり、議会が真に大衆の生活安定及び自由を擁護すべき使命を果すの日は前途遼遠<sup>(86)</sup>」であると永井は嘆いた。そこで彼は今日の議会は「貴族富豪の奴隷であつて、大衆の仇敵<sup>(87)</sup>」であると激しく非難した。これで彼の普選への期待は完全に裏切られてしまった。

こうした状況を前にして、永井は無産政党の右派との提携を提案したり、選挙の公営および議会の根本的改革を再び呼び掛けたりした。議会改革について見ると、依然として二〇年代初に提案した職能代表制をその内容としているが、その職能団体の範囲においてより拡大を見せている。つまり「第二院を組織する議員はすべての職業組合より選出せらるべきものでなければならぬ<sup>(88)</sup>」と述べている。

それと同時に、永井は個人の国家への従属を強調していく。彼は「真の英雄は自己の真実性、偉大性、独創性を尽くして国

家を強大ならしめ、否、寧ろ国家を英雄国家たらしめ、自己は唯天を對手として無名の英雄たるに甘んずる底の人物でなくてはならぬ。現代は国民の一人々々がかかる無名の英雄としてのの全心全力を国家の強化に致し、個人よりは寧ろ国家そのものが英雄として―英雄国家として世界を指導するに至らんことを要求する<sup>(89)</sup>」と述べるに至っているのである。

## 注

はじめに

(一) 永井の「大衆政治家」としてのイメージは、「日本は日本人の日本」、「大衆立国」といった彼の合言葉から窺えるようなポピュリスト的な政治思想と、雄弁政治家としての面貌とに負うところが多いと思われる。有馬頼寧は永井の雄弁と関連して次のように記している。「或雑誌社が出した雄弁家番附によると、中野「正剛」、永井の両君が東西の大関であつた。……永井君も在野の時代が最もその雄弁を唱われた時で、大臣となつてからは必ずしも昔日の人氣はなかつた。永井君の雄弁は依然として絢爛優美なのであつたが、その人のおかれた立場、それに伴うその人の思想といつたようなものが、自然にその人の

弁論の価値を評価するようになったのだ」(有馬頼寧『政界道中記』日本出版共同株式会社、一九五一年、五二―五三頁)。

(2) 従来、「革新派」論はそのもともと代表的なものといえるが、最近の研究としては酒井哲哉「『大正デモクラシー体制』崩壊期の内政と外交」『国家学会雑誌』一〇〇―一九・十(一九八七年)、一〇一―三・四(一九八八年)、宮崎隆次「日本政治史におけるいくつかの概念―一九二〇年代と三〇年代とを統一的に理解するための覚書―」『千葉大学法学論集』五一―(一九九〇年)などをあげることもできる。

(3) まとまらした研究としては、G. M. Berger, *Parties out of Power in Japan, 1931-1941* (Princeton U. P., 1977) を挙げよう。

(4) 鶴見俊輔「翼賛運動の設計者―近衛文麿」思想の科学研究会編『共同研究転向』中(平凡社、一九六〇年)。

(5) Peter Duus, "Nagai Ryutarō: The Tactical Dilemmas of Reform", in Albert M. Craig and Donald H. Shively ed., *Personality in Japanese History* (University of California Press, 1970) p. 400.

(6) *Ibid.*, pp. 421-22.

(7) Sharon Minichiello, *Retreat from Reform: Patterns of Political Behavior in Inter-war Japan* (University of Hawaii Press,

1988) なお、その他に、永井に関する研究としては宮本又久「民本主義者としての永井柳太郎―早大教授時代」『岡山大学教養部紀要』二(一九六六年三月)、岩本典隆「若き永井柳太郎の政治思想―内」と『外』の「デモクラシー」とその理念的形成」『明治大学大学院紀要』二六(一九八九年二月)、橋本哲哉「永井柳太郎の植民論・シベリア論」『金沢大学経済論集』二七(一九九〇年三月)、和田守「永井柳太郎と中野正剛」同『近代日本と徳富蘇峰』(御茶の水書房、一九九一年)などがあるが、いずれも断片的なものである。

(8) *Ibid.*, p. 6, p. 8.

(9) *Ibid.*, p. 8.

(10) 有馬学・伊藤隆「書評―松尾尊允著『大正デモクラシー』」鹿野政直著『大正デモクラシーの底流』、金原左門著『大正期の政党と国民』、三谷太一郎著『大正デモクラシー論』、『史学雑誌』八四―三(一九七五年三月)七〇―七二頁。

(11) 永井柳太郎伝記編纂会『永井柳太郎』(勁草書房、一九五九年、一九八二年版)による。

## 第一章

(1) 前掲『永井柳太郎』四八―四九頁。

(2) 「社会問題」という言葉がポピュラーになったのは一八九六年だという(松沢弘陽『日本社会主義の思想』筑摩書房、一九七三年、三〇頁)。他に松永昌三「社会問題の発生」『岩波講座日本歴史』十六(岩波書店、一九七六年)参照。

(3) 伝記に「幼いころから一帖の紙もまとめて買えぬ貧苦の底で、溢れるような母の慈愛の下に育った永井は、弱気もの、貧しいもの、虐けられたものに対し、いつも焰のようなはげしい同情の血を沸らせた。同時に、そのような人たちを、そのままに放置している政府を、社会を、心から憤らずにはおれなかった」と書いてある(前掲『永井柳太郎』二六頁)。

(4) 後年、堺は平民社について述べた際、関係者のなかに永井の名前をあげて「これもここに現われる意外な姓名として最も大なる一つだろう」(『中央公論』一九三一年一月号)と述懐している。なお、大学卒業以来、政治的立場の相違によって永井の社会主義者との交流はあまりなかったが、ここでの因縁で一九三三年、堺の葬儀に参列したことが問題となり、拓務大臣永井はついに貴族院で追及されるようになる。

(5) 前掲『永井柳太郎』四九頁。

(6) 同右、五二―五三頁。

(7) なお、大学時代においての永井の対外観についてはあ

まり明示している資料がないが、「犬養毅を会長として組織された『東亜協会』の会合に時おり参加したが、いとなくあまり出なくなった」(前掲『永井柳太郎』四六頁)という記述や、一九〇五年九月の講和反対「民衆暴動」に加わった痕跡が見当らないことなどから、まだ強い対外硬の立場にはなっていないかたではないかと推測される。そのような態度は留学を待たなければならぬ。

(8) 『英国氣質思ひ出の記』(実業之日本社、一九一〇年)四〇四頁。なお、以下永井の書いた文章に限っては筆者を特定しない。

(9) 同右、四〇五頁。

(10) 同右、三四頁。

(11) 同右、三五頁。

(12) 前掲『永井柳太郎』七三頁。

(13) 前掲『英人氣質思ひ出の記』一七四頁。

(14) 『私の信念と体験』(岡倉書房、一九三八年)一七七頁。

(15) 前掲『永井柳太郎』七五―七六頁。

(16) 「米国学者の亜細亜移民排斥論を評す」『早稲田学報』一四八(一九〇七年七月)二二頁。

(17) 同右、一二頁。永井がイギリス留学中、オックスフォード大学教授の H. A. Egerton の *The Origin and Growth of the English Colonies and of their System of Government* (1903) を翻訳して、『英国殖民発達史』(早稲田大学出版

部、一九〇九年)として出版しているのは偶然ではないだろう。

(18) 前掲『永井柳太郎』七九頁。

(19) 大隈が創刊号に載せた「新日本論」によると、「新日本」とは日露戦争を経て「世界の日本」となった日本を意味し、「世界最古」「世界最新の帝国」日本の発展を期することが同雑誌の創刊の趣旨となっている。

(20) 『社会問題と植民問題』(新興社、一九二二年)二頁。

(21) 『社会問題』『早稲田学報』一九六(一九二一年六月)五頁。

(22) 同右、五頁。

(23) 以上、同右、六頁。

(24) 前掲『社会問題と植民問題』五六頁。

(25) 同右、六六―六七頁。

(26) 同右、六七頁。

(27) 当時行なわれていた「社会政策」の議論については、堀尾輝久「体制再統合の試みと『帝国』イデオロギーの形成―社会主義への対応を基軸として」、『年報政治学一九六八―日本の社会主義』(岩波書店、一九六八年)の第三章参照。

(28) 前掲『社会問題と植民問題』九九頁。

(29) 『労働組合論』『新日本』二一五(一九二二年五月)二頁。

(30) 同右、二二頁。

(31) それは①「我國の小作人が尚未だ自主的精神に乏しく、地主とその利益を争ふを知らざれば也」(前掲『社会問題と植民問題』一四四頁)という主体的な条件の未成熟と、②工業に比べて農業においては資本家と労働者との区別が不明瞭である、地主と小作人の関係が工業における労資のそれより親密である、資本家・労働者ともに土着していて移動が不自由である、思想が保守的であって鋭い「権利的觀念」を持ちにくい等の客観的な制約が横たわれているからであると分析している(前掲『社会問題と植民問題』一四七―一五〇頁)。

(32) 『五反百姓論』『新日本』一一四(一九二一年七月)一七頁。

(33) 同右、二〇頁。

(34) 前掲『社会問題と植民問題』一四三頁。

(35) 以上、前掲『五反百姓論』一七―二〇頁。

(36) 石橋湛山「我に移民の要なし」(『東洋経済新報』一九一三年五月十五日掲載)『石橋湛山評論選集』(東洋経済新報社、一九九〇年)一五七頁。

(37) 同右、一五七頁。

(38) 前掲『五反百姓論』二二頁。

(39) 『天下三分論』『新日本』三一七(一九一三年七月)三〇頁。他のところでは、社会主義は「現在の人間の精神

的要求を無視し、その社会的秩序を重んじざる」(前掲『社会問題と植民問題』五五頁)とも指摘されている。

(40) 同右、三一頁。

(41) その状況とは、①土地の広大さ、資源の豊富によって収益の機会が多い、②労働者が豊かさを求めて各国から寄せ集まった人々によって構成されているので、資本家を敵対するよりは羨望の対象と考える、③最初より民主主義を標榜し、普通選挙を採用して、その民意を政治上に反映するに努力、したがって特に下層階級の利益を代表すべき政党が必要なく、社会党は何等の引力をも有しない、④各民族の割拠により同一主義への横の連帯がなかなか難しい等である(『社会主義の勢力米國に振はざる』を論じて日本政府の移民政策に及ぶ、『新日本』二一九、一九二二年四月、八七一―八八頁)。

(42) 同右、八八頁。

(43) 同右、八九頁。

(44) 前掲『社会問題と植民問題』一三八頁。

(45) 『拓殖局総裁に與ふ』、『新日本』三一四(一九一三年四月)三〇頁。

(46) 彼の経済を中心とする考え方は、当時の満州問題をめぐって、「我資本と我移民とを出来得るだけ多く、また出来るだけ早く、満州に輸入するの外にあらざる。……わが経済的勢力にして強大とならば、縦しその統治権に

して他邦に属とするも、豈大に利権を恣にし能はざらんや」(『明日の満州』、『新日本』一一三、一九一一年六月、一一頁)と述べたところによく現われている。

(47) その要点は、植民地は母國と統治権を同じくすることによって、母國人の取引や資本投資に便宜と安全を与えろということである(『ノルマン・エンゼルス氏著』『現代戦争論』を読む)前掲『社会問題と植民問題』二六七―二六九頁)。

(48) 『非南進論』前掲『社会問題と植民問題』三八二―三八四頁。

(49) 『滿韓集中論』前掲『社会問題と植民問題』所収。

(50) 『非南進論』の中で彼は「勿論吾等には遠き将来に於て太平洋を日本人の湖水せん覚悟あり」(四〇六頁)と述べている。

(51) 『白禍論』、『新日本』二一三(一九二二年三月)二〇頁。

(52) 「凡ての自治植民地は遂にその本國より分離すべきものなりとは思はず。其植民地に対する本國政府の経営方針にして其途を失はざらば永く属邦として本國に愛着するものなるを確信す」(前掲『社会問題と植民問題』三〇三頁)。

(53) 『拓殖局廃すべからず』、『新日本』二一六(一九一二年六月)二四頁。

(54) たとえば『東拓会社の改悪』、『新日本』二一四、一九

- 「二年四月」において彼は植民地の経営は「国民の事業」であるので、「その利益に対しても亦国民全般に均霑せしむるを理想とすべき」であると強調した(九二頁)。
- (55) 『明日の満州』『新日本』一一三(一九一一年六月)一四頁。
- (56) 『東洋拓殖会社撲滅論』(其一)『新日本』三一八(一九一三年八月)二六一—二七頁。
- (57) 前掲『明日の満州』一四頁。
- (58) 『東洋拓殖会社撲滅論』(其一)および(其三)。
- (59) たとえば『日米協商論』『新日本』一一二(一九一一年五月)。
- (60) 一九一三年の「外国人土地所有禁止法」をめぐる日米間の外交交渉および世論については、Jun Furiya, "Gentlemen's Disagreement: The Controversy between the United States and Japan over the California Alien Land Law of 1913" (A Doctoral Dissertation of Princeton University, 1989) 参照。この論文の序文のところでは、同法をめぐる両国間の摩擦の過程で、日本人は次第に東洋対西洋、あるいは白人種対有色人種の宿命的対決という枠をもって物事を見はじめたと指摘している(序三)。
- (61) 対支外交の根本方針(其一)、『新日本』四一一(一九一四年一月)五二頁。
- (62) 『非モンロー主義論』『新日本』四一七(一九一四年七月)四二—四三頁。
- (63) 松尾尊允『大正デモクラシー』(岩波書店、一九七四年) vii 頁。なお、同一傾向を有していた同時代の「国民主義的対外硬派」については、宮地正人『日露戦後政治史研究』(東京大学出版会、一九七三年) 第三章参照。
- (64) 『明治大業史序論』『新日本』二一九(一九一二年九月)の階級制度(実は身分制度)の廃止による「君民同治」の実現という命題は永井の政治批判の重要な準拠基準を成している。
- (65) 『学習院無用論』『新日本』二一二(一九一二年十二月)四四頁。つづいて貴族について「徒り皇室と国民との間に介在し、無料の皇恩を壟断せんとし、国民の膏血に徒食」する存在だと非難めいた語調で述べている。
- (66) 『如是我觀』『新日本』一一五(一九一一年八月)一四頁。
- (67) 『上杉博士の予算先議論を読む』『新日本』二一一(一九一二年二月)二〇頁。
- (68) 彼は同時代が「帝国主義の時代」であると認識し、もはや「帝国主義は文明の大勢」であると頻りに述べている。第一次世界大戦についても「大戦の真因は文明の勢にあり。如何なる個人も単独にて責任を負ふべきにあらず」と評価している(『戦前外交と戦後外交』(一)(二)『新日本』四一三、四一四による)。
- (69) 『蘇峯先生の『時務一家言』を読む』(原出、一九一四年)

- 『政治時論野声』（莫衷社、一九一六年）九四頁。
- (70) 同右、九八頁。
- (71) 同右、九四—九五頁。
- (72) 同右、一〇〇頁。
- (73) それは永井が当時「閥族打破」を頻繁に訴えていたことと表裏をなしている（「冷語熟語—先づ政友会と国民党とを破壊すべし」、『新日本』三—二、一九一三年二月、『冷語熟語—須らく監督を継続すべし』、『新日本』三—三、一九一三年三月、『山本伯爵の親族政治』、『新日本』四—三、一九一四年三月など）。
- (74) 「選挙権拡張論」、『新日本』三—三（一九一三年三月）二〇頁。
- (75) 坂井雄吉「明治憲法と伝統的国家観—立憲主義の国体論をめぐって—」石井紫郎編『日本近代法史講義』（青林書院、一九七二年）参照。
- (76) 同右、七七頁。
- (77) もっとも象徴的なのはイギリス留学時代の次のような逸話の中に現われていると思われる。つまり、英国人御者が「私達は国王だつて私達だつて同じ人間だと思つて居ます。国王の為ることなら私達も出来ようし、また私達の所詮手にをへない事は、幾ら国王だつて叶いますまい」と言うのを聴いて、永井は「彼等の忠君と我等の忠君との間には、少なくとも一万余哩の距離があると思つた」と述べている（前掲『英国人気質思ひ出の記』九頁）。
- (78) 「自力政治と他力政治」『残飯—青年諸君に頒つ』（南北社、一九一四年）一九五—一九六頁。
- (79) 「皇室社会新政」とは何ぞ！、『新日本』八—五（一九一八年五月）五三頁。
- (80) 「院内の議会と院外の議会」『中央公論』一九一四年四月号、一二三頁。
- (81) 以上は、同右および前掲の「選挙権拡張論」による。

## 第二章 一、

- (1) 「政界時事冷語熟語—噫、人種戦争」、『新日本』四—一〇（一九一四年九月）三六頁。
- (2) 「支那大観（其二）」、『新日本』六—二（一九一六年二月）十八頁。
- (3) 「国民的維新より世界的維新へ」、『新日本』七—二（一九一七年二月）一九一—一九七頁。
- (4) 「時事評論直言」、『新日本』七—二（一九一七年二月）一六一—一七頁。
- (5) 前掲「国民的維新より世界的維新へ」一七頁、および「世界をして全人類の世界たらしめよ」（一九一八年四月の演説）大日本雄弁会編『永井柳太郎氏大演説集』第一集（大日本雄弁会講談社、一九二四年）。

- (6) 前掲「国民的維新より世界的維新へ」一七頁。
- (7) 「我世界的大使命を果たす前提としての日支提携」『中央公論』一九一八年一月号、七三頁。
- (8) 「帝國主義の進化を論ず」『新日本』七一八(一九一七年八月)一五頁。
- (9) 同右、一九頁。
- (10) 前掲「世界をして全人類の世界たらしめよ」八四頁。
- (11) 当時『東方時論』の記者として日本代表団を公式随行し、後に「改造同盟」の有力メンバーとなる中野正剛の「講和会議を目撃して」(『東方時論』社、一九一九年)には講和会議における英米の行動と日本代表の無能が如何にそれを直接参観した知識人の国内改革の情熱に火をつけたかがよく現われている。
- (12) 「戦時及戦後の欧米見たまま」『改造の理想』(精禾堂、一九二〇年)による。
- (13) 同右、三二〇頁。彼は他の論文でも「日支両国を離間し、日本の亜細亜の運命を支配する事を妨害せむとするは米国の対亜細亜政策の根本方針」であると述べたり、「英米の世界的指導と日本」『東方時論』四一八、一九一九年八月、七七頁)、中国における排日ポイコットは米国の教唆によるものだという見方をしたりしている(同前、七九頁)。
- (14) 同右、三三〇頁、三三二頁。
- (15) 一九一八年八月二〇日付の葉書(早稲田大学所蔵大山郁夫関係文書、IV(ウ)125/4)。
- (16) 前掲「戦時及戦後の欧米見たまま」三〇七—三〇八頁。
- (17) 前掲「改造の理想」一九六頁。
- (18) 前掲「英米の世界的指導と日本」七六頁。
- (19) 同右、七九頁。
- (20) 前掲「改造の理想」四一頁。
- (21) 同右、五三頁。
- (22) 「改造同盟」については、松尾尊允「第一次大戦後の普通選挙」(井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、一九六七年)、木坂順一郎「中野正剛論(一)」(『龍谷法學』三一—、一九七一年一月)、伊藤隆『大正期「革新」派の成立』(塙書房、一九七八年)の第六章など参照。
- (23) 大山郁夫「社会改造の根本精神」『大山郁夫著作集』第三卷(岩波書店、一九八七年)三頁(原出、「我等」一九一九年八月)。
- (24) 室伏高信「改造論の一年」『中央公論』一九一九年二月、四八頁。左翼の室伏は「改造同盟」について、「単なる政治改造論」であり、「社会改造論としての主義と綱領とを示すことのできないものである以上はそれは普通選挙同盟会としてより以上の評価をうけることはできないであらう」と論評している(五七頁)。
- (25) 松尾、前掲「第一次大戦後の普通選挙」一八四頁。

- (26) 中野正剛は後年ある座談会で改造同盟の結成とその解体の事情を示唆する発言をしている。引用すると、「改造同盟は、バリの講和会議にゐた連中が向うでの軟弱外交——というよりは国民の生活を反映せざる官僚外交、これに憤慨して、帰つて来て国家の根本から建直をしなければならぬと、大に若い者が天下に呼号した。これに政党が附いて来ないといふと評判が悪い。しかし、余り附いて行くに政党が割れてしまふ。そこで島田君（俊雄）引用者）のやうな老練な男を入れて、怒る時は怒らせる……とかいふ積りで、島田君が入つて来て、そこでどうも吾々と話が違ふといふので、松田源治君などと激論をしながら、……とうとう既成政党の御努力に依つて、吾々の運動はどうかかうか虐殺されてしまつた」（座談会——政党政治は復活するか」、『改造』一九三四年二月、二頁）。
- (27) 前掲『改造の理想』四頁。
- (28) 同右、五頁。
- (29) 同右、九—一三頁。
- (30) 永井は「国家有機体論」に基づいて、国家の存在意義を論じている。彼によると、国家も個人のように「一定の目的を有する生活体」であり、個人と同様の意味においてではないものの、「或種の倫理的目的を有する一つの活物」である。すなわち、「宇宙の正道」を体現し、人類共存の目的を完成するがために生れたる最高最大の社

会組織」が国家だという（以上「我世界的大使命を果たす前提としての日支提携」『中央公論』一九一八年一月号、六一—六二頁）。これによると結局、永井の「国家の存在の真意義」とは一種の「倫理的目的」即ち「人類共存の目的」の完成を意味しているといえる。

- (31) 前掲『改造の理想』一四頁。
- (32) 同右、一五—一七頁。

## 第二章 一、

- (1) 第一次大戦後の普選運動については、松尾、前掲「第一次大戦後の普選運動」参照。なお、普通選挙制の成立過程全般に関しては、松尾『普通選挙制度成立史の研究』（岩波書店、一九八九年）参照。
- (2) 「世界の二大勢力より脅かされる日本」『中央公論』一九一九年八月号、四〇頁。
- (3) 「社会共存の倫理と臨時議會」『改造』一九二〇年八月号、七三頁。
- (4) 理論的には当時知識層に広く受け入れられていたクロポトキンの「相互扶助」説（飯田泰三「吉野作造——ナショナルデモクラット」と「社会の発見」小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想』下、青木書店、一九八〇年、四五—四六頁参照）に影響されたと見られる。永井はと

きどきクロボトキンやラッセルにふれている。たとえば『新議会議を提唱す』の中で、永井はクロボトキンの「人間の相互扶助の本能を認める」説はよく批判されるが、自分は尤もだと思つたと説いている(『中央公論』一九二一年一月号、一〇五頁)。

(5) 「西にレーニン、東に原敬」大正九年七月八日衆議院に於ける処女演説」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、四〇頁。

(6) 前掲「社会共存の倫理と臨時議會」七四頁。他のところでも「人生の真意義」「人格尊嚴の自覚」「一個独立の人格を有する人間なりと云ふ自覚」などと言葉をかえて繰り返し使っている。

(7) 前掲「西にレーニン、東に原敬」四〇頁。

(8) 「国家主義と國際主義は矛盾せず」『中央公論』一九二一年二月号、六四頁。

(9) 同右、六三頁。

(10) 前掲「西にレーニン、東に原敬」三八頁。

(11) 同右、四一頁。

(12) 演説の中では労働裁判所の設置や労働組合法の制定などを挙論している(同右、三六一—三八頁)。

(13) 「帝國議會の中に於ての階級の代表者を列席せしめて、あらゆる階級の要求を聴き、あらゆる階級の理想を聴いて、それに依て国家の大勢の方向を決する」べきである

と述べている(前掲「西にレーニン、東に原敬」四一頁)。(14) 同右、四二頁。

(15) 一九二〇年十月、京都における政界革新の民衆演説においても、「社会政策を確立すると云ふ事が所謂思想の悪化を予防するに最も必要な事」であると重ねて強調している(前掲『永井柳太郎氏演説集』第一集、一一四頁)。

(16) 永井は一九一七年総選挙に初出馬した時点で、ほぼ普選に近い主張をしていた。彼は選挙後、自分の支持者に対して行なつた感謝演説の中で、選挙権の大拡張を行い、「一戸の戸主たるものや、戸主にあらざるも、兵役義務を終へたる者や、國民教育を終了したる者」にまで選挙権を与えることを主張した(一九一七年四月二二日、金沢市兼六公園に於ける演説、前掲『永井柳太郎氏大演説集』第一集、二二頁)。しかし、依然選挙権の拡張論にとどまっていた。

(17) 前掲『永井柳太郎』一七二頁。安達の自叙伝の中にも、イギリスで永井と頻繁に会つていたことが確認される(『安達謙蔵自叙伝』新樹社、一九六〇年の付録「欧米旅行日誌抄」)。

(18) 「普通選挙の根本義」大正十一年二月二十三日より同二十五日に互る第四十五議會の普選大論戦に於ける普選論」前掲『永井柳太郎氏演説集』第一集、四五頁。

(19) 同右、四六頁。

- (20) 同右、五七頁。
- (21) 『善政の第一義は何ぞ——大正十年六月二十七日東京神田青年会館に於ける超然内閣攻撃演説』前掲『永井柳太郎氏演説集』第一集、一三五頁。
- (22) 同右、一三五頁。
- (23) 美濃部達吉「普通選挙論」永井柳太郎編『識者の見たる普通選挙』(富山房、一九二一年)五七頁。
- (24) 同右、六一頁。
- (25) 同右、六〇頁。
- (26) 『第二維新の大同団結起れ——大正九年十月二十七日京都公会堂に於ける政界革新の民衆演説』前掲『永井柳太郎氏演説集』第一集、一一八頁。
- (27) 『議會政治の使命の爲めに』『中央公論』一九二〇年八月号、五七頁。
- (28) 永井は他のところで、議會政治の理想はつまるところ「政治の民衆化」にあり、「議會をして民衆の意思を発表する完全なる機関たらしむる事が何よりも必要」であると強調した(「我が憲政斯の如く夫れ危し」『中央公論』一九二二年四月号、一一二頁)。
- (29) 前掲「第二維新の大同団結起れ」一一九頁。
- (30) 同右、一二二頁、前掲「新議會主義を提唱す」一〇〇頁。
- (31) 前掲「我が憲政斯の如く夫れ危し」一二五頁。
- (32) 「新議會主義を提唱す」『中央公論』一九二一年一月号、一〇二頁。
- (33) 同右、一〇二頁。
- (34) 同右、一〇三頁。
- (35) 同右、一〇五頁。
- (36) 同右、一〇四頁。
- (37) 同右、一〇七頁。
- (38) 同右、一〇九頁。
- (39) 大戦後ヨーロッパにおけるコーポラティズムについては Charles S. Maier, *Recasting Bourgeois Europe: Stabilization in France, Germany, and Italy in the Decade after World War I* (Princeton U. P. 1975) 参照。同書は「大戦後」産業の調整と権力分配の新しい構想として台頭してきたコーポラティズムを、それぞれ究極的なヴィジョンにおいて異なっている三つのグループ——穏健左翼および民主主義的リベラル、右翼、進歩的な産業家——に分類して論じている。そのうち、永井が影響されたと思われる第三のグループによるテクノクラティックな構想——永井はそのグループの代表的な人物の Walther Rathenau について触れている——は、横に生産者間の協会をつくって無駄な競争を排除し、縦に生産者と労働者間の協会をつくって分配をめぐる調整の場を備えるということである。そうすることを通じて能率性や生産性を高め、豊かな社会をつくる。そこで究極的には階級闘争の余地を

- 除いていくという構想である(同書、十二—十三頁)。なお、同時代の日本に関しては、雑誌『我等』を分析する論文の中で三谷太一郎氏は「同時代のヨーロッパにおける『コーポラティスト的構造』の成立過程に見られた同じ現象が小規模ではあるが、日本にも現われたのである。そしてこれがヨーロッパにおけると同様に、議会政治への不信感と結びついて出てきたのである」と指摘した(『大正デモクラシー』期の権力と知識人)、『国家学会百年記念—国家と市民』第二巻、有斐閣、一九八四年、九〇頁。
- (40) 蠟山政道「戦後新憲法に於ける諸問題」同『日本政治動向論』(高陽書店、一九三三年)。
- (41) 小野塚喜平次「職能代表と国会の組織」、『国家学会雑誌』三九—(一九二五年)(松浦正孝「戦前日本の職能代表・職能団体組織導入案とその政治力学」、『緑会雑誌』十二、一九八四年による)。
- (42) 「社会局ありて、社会政策なし—大正十二年三十日第四十六議会に於ける社会政策に関する質問演説」前掲『永井柳太郎氏演説集』第一集、二八八頁。
- (43) 前掲『改造の理想』九五—九六頁。
- (44) 同右、一〇五頁。
- (45) 「第三党の無意義と有意義」、『中央公論』一九二二年六月号、一一三頁。
- (46) 同右、一二三頁。憲政会の社会政策に関しては、小路田泰直「一九二〇年代の日本における社会政策の形成—憲政会の分析を中心に」、『日本史研究』二一〇(一九八〇年二月)参照。なお、二〇年代における労働立法の推移に関しては、林博史「一九二〇年代の労働政策をめぐる諸勢力の動向とその帰結」同『近代日本国家の労働者統合』(青木書店、一九八六年)、西成田豊「両大戦期労働組合法案の史的考察」同『近代日本労資関係史の研究』(東京大学出版会、一九八八年)参照。
- (47) 「民衆の要求を体现するの途は只青年党の創造あるのみ」、『中央公論』一九二二年十二月号、六九頁、「土地と自由とを与へよ—小作争議唯一の解決法」、『中央公論』一九二二年九月号。また、議会においては政府の社会政策に関する質問演説を通じて、急増するストライキや失業問題への根本対策を正した(前掲「社会局ありて、社会政策なし」二七一—二七六頁)。
- (48) 前掲「第三党の無意義と有意義」一二三頁。
- (49) 同右、一二四頁。
- (50) 以下その類似団体を含めて「青年党」と通称する。地方の「青年党」については、かつて一九六〇年代に松尾尊允氏が「市民政社」として注目して(『大正デモクラシー期の政治過程—普通選挙問題を中心に』、『日本史研究』五三、一九六一年三月)以来、特に八〇年代に入って、既

成政党の地盤の変化、地方におけるファシズムの基盤形成といった視点に立って研究が進んできた。地方における「青年党」の研究は二〇年代と三〇年代とを統一的に理解する上に重要な研究対象と考えられる。代表的な研究としては、雨宮昭一「大正末期―昭和初期における既成勢力の『自己革新』―『惜春会』の形成と展開」日本現代史研究会編『日本ファシズム(上) 国家と社会』(大月書店、一九八一年)、横関至「一九二〇年代後半における民政党の民衆掌握―農民運動先進地香川県を事例として」『歴史学研究』五五八(一九八六年九月)、伊藤之雄「名望家秩序の改造と青年党」同『大正デモクラシーと政党政治』(山川出版社、一九八七年)、加藤千香子「地方都市における『大正デモクラシー』―埼玉県川越『公友会』の活動をめぐって」『歴史学研究』六〇四(一九九〇年三月)などがある。これらの研究に目を通すと、各「青年党」の間にはその思想態度や行動において相当の共通点が見られる。①一九二〇年前後に成立し、中心構成員は名望家の二代目が多いが、次第に中下層をも包括していく。②読書会や政治家の演説会を通じて学習。③政治的な態度において、反既成政党を標榜するが、実際の行動においては反政友会、憲政会支持の態度をとる。④二〇年代後半、次第に民政党へ吸収されていくと同時に地方境界への進出が目立つ。以上の共通点を有する「青年党」は

その具体的な性格においては多少偏差をみせているものの、その存在は地方において大部一般的な現象ではなかったかと考えられる。

(51) 永井の地元の「石川県立憲青年党」との関係については、小林昭夫「大正期における市民政社の動向―石川県立憲青年党について」(一九七二年度金沢大学文学部修論)参照。

(52) 『石川県史』現代篇(二)(一九六二年)一〇〇頁。

(53) 同右、一〇七頁。

(54) 実際、青年党が「政界腐敗の革新」という立党精神に背反し、憲政会の別動隊となってしまうことに不満を抱いて多数のメンバーが脱党したという(同右、一一一頁)。

(55) 『中央公論』一九二二年十二月号、七三頁。

(56) 同右、七三頁。

(57) 彼は一九一〇年代を通じてヨーロッパにおける政党の三党鼎立の傾向、つまり、保守党、自由党に加えて社会党や労働党系の政党がその勢力を伸ばしてきた状況を伝えつづけていた(『立憲同志会に与ふ』『新日本』三三四、一九一三年、「天下三分論」『新日本』三一七、一九一三年など)。

(58) 「民衆共存の理想と階級闘争の事実との調和」『中央公論』一九三三年二月号、九六頁。

- (59) 前掲「民衆の要求を体现するの途は只青年民主党の創造あるのみ」七三頁。
- (60) 同右、七三―七四頁。
- (61) 前掲「永井柳太郎」二二六頁。
- (62) 同右、二二六頁。
- (63) 前述した、永井が「青年党」にファシスト団のような役割を期待していたことと考え合わせて、永井は下からの運動によるファイイズムに似たような「革新」を考えていたといえれば誇張であらうか。
- (64) 永井と北一輝との関係を示唆するものとしては、北一輝の年譜の中、大正五年条に「この年永井柳太郎、吉野作造らと交遊あり」(『北一輝著作集』第三卷、みすず書房、一九七三年、七〇〇頁)とあり、一九一九年北より満川龜太郎宛に送られた手紙の中に次のような句節がある。「今日講和会議の帰途に在る永井柳太郎君に逢ひました。氏と懇談の暇がありませんでしたから此書簡を氏にも示して下さい(北一輝「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」(一九一九年六月二八日、於上海満川龜太郎君宛書簡)『北一輝著作集』第二卷、みすず書房、一九五九年、二一三頁)。また、一・二六事件後、陳述の中で北は「自分は此の三月には久し振りに支那に渡ろうと準備をして居たのであります。……昨年秋季重光外務次官と私とも長時間協議致しましたし又広田外相と永井柳太郎君との間にも
- 私の渡支の時期に就いて相談もありました位であります」(『現代史資料五―国家主義運動』)みすず書房、一九六四年、七四四頁)と述べている。これらを見る限り、永井と北の交遊は北の死去までつづいたものと見られる。
- (65) 「経済的立憲政体の確立」『憲政』七―一一(一九二四年一月)一五頁。
- (66) 「外交は国民思想の反射」『憲政公論』五一―一二(一九二五年二月)四八頁。
- (67) 前掲「新興勢力の台頭を祝して」三五頁。
- (68) 同右、三五―三六頁。
- (69) 松村謙三『三代回顧録』(東洋経済新報社、一九六四年)一三七頁。
- (70) 加藤政之助監修『立憲民政党史』下(立憲民政党史編纂局、一九三五年)七二―四頁。
- (71) 「枢密院無用論」『中央公論』一九二七年六月号、六二頁。
- (72) 吉野作造「枢密院と内閣」(一九二七年六月稿)同『現代憲政の運用』(一元社、一九三〇年)所収。
- (73) 「民政党は何をなさんと欲するか―昭和二年六月一日東京青山会館に於ける民政党創立記念演説会に於ける演説」大日本雄弁会編『永井柳太郎氏大演説集』第二集(同会講談社、一九三〇年)一三三頁。
- (74) 同右、一四一頁。
- (75) 同右、一四五頁。

- (76) 同右、一四七頁。
- (77) 一九二〇年代後半の日本人のムッソリーニ熱は一九二八年出版された沢田謙の『ムッソリーニ伝』が三年間百十五版を重ねるほどのすごいものであったという。吉村道男「昭和初期の社会状況下における日本人のムッソリーニ像―英雄待望論の側面」『日本歴史』四九七(一九二九年十月)参照。
- (78) 「ウイルソンよりムッソリニ迄―昭和二年六月十一日大阪市有恒倶楽部に於て」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第二集、一一七頁。
- (79) 同右、一二五頁。
- (80) 同右、一二七頁。
- (81) 同右、一二八頁。
- (82) 「民政党は国家主義大衆党」『中央公論』一九二八年二月号。
- (83) 「第二維新の指導精神―昭和四年三月二十四日東京青山会館に於ける都下各大学学生主催政局批判演説会」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第二集、七九頁。
- (84) 同右、七九頁。
- (85) 「打倒掠奪政治―昭和四年四月二十二日報知新聞主催の第五十六議会批判講演会」前掲『永井柳太郎氏大演説集』第二集、九四頁。
- (86) 「普選議会批判―打破金権政治」『民政』三一五(一九二九年五月)十二頁。
- (87) 同右、一三頁。
- (88) 前掲「打倒掠奪政治」一〇一頁。「我国に於ても無産党の最右翼である社会民衆党と既成政党的最左翼に居る所の民政党とは実質に於て共に大衆共存の大精神の勇敢なる擁護者であることに於て異りはない」と述べた。
- (89) 前掲「普選議会批判―打破金権政治」一四頁。
- (90) 同右、一四頁。
- (91) 「青年に対し古今の偉人を語る」(原出、『現代』一九三〇年一月号)前掲『私の信念と体験』一一七―一一八頁。